



地方分権改革のこれまでの経緯及び 平成28年の提案募集の進め方

平 成 2 8 年 4 月
内閣府地方分権改革推進室

地方分権改革のこれまでの経緯

内閣	主な経緯	
宮澤内閣 (H3.11 ~ H5.8)	H5.6 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)	第1次分権改革
細川内閣 (H5.8 ~ H6.4)		
羽田内閣 (H6.4 ~ H6.6)		
村山内閣 (H6.6 ~ H8.1)		
橋本内閣 (H8.1 ~ H10.7)		
小渕内閣 (H10.7 ~ H12.4)	H7.5 地方分権推進法成立 7 地方分権推進委員会発足(委員長:諸井虔)(~H13.7) H8.12第1次~H10.11第5次勧告	
森内閣 (H12.4 ~ H13.4)	H11.7 地方分権一括法成立	
小泉内閣 (H13.4 ~ H18.9)		
安倍内閣 (H18.9 ~ H19.9) (第1次)	H13.7 地方分権改革推進会議発足(議長:西室泰三) H14.6 ~ 17.6 骨太の方針(閣議決定)(毎年) ⇨ 三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革)	第2次分権改革
福田内閣 (H19.9 ~ H20.9)		
麻生内閣 (H20.9 ~ H21.9)		
鳩山内閣 (H21.9 ~ H22.6)		
菅内閣 (H22.6 ~ H23.9)		
野田内閣 (H23.9 ~ H24.12)	H18.12 地方分権改革推進法成立 H19.4 地方分権改革推進委員会発足(委員長:丹羽宇一郎)(~H22.3) H20.5第1次~H21.11第4次勧告	
安倍内閣 (H24.12 ~) (第2次、第3次)	H23.4 国と地方の協議の場法成立 4 第1次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し) 8 第2次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)	
	H25.3 地方分権改革推進本部発足(本部長:内閣総理大臣) 4 地方分権改革有識者会議発足(座長:神野直彦) 6 第3次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)	
	H26.5 第4次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲) 6 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ	
	H27.6 第5次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し)	

第1次地方分権改革

いわゆる地方分権一括法の概要

平成11年7月成立、平成12年4月施行 475本の法律を一括して改正

1. 機関委任事務制度の廃止と事務の再構成

- (1) 知事や市町村長を国の下部機関と構成して国の事務を執行させる仕組みである機関委任事務制度を廃止 (351法律改正)
- (2) これに伴い主務大臣の包括的な指揮監督権等も廃止 (通達行政の廃止)

2. 国の関与の抜本的見直し、新しいルールの創設

- (1) 機関委任事務に伴う包括的指揮監督権を廃止
- (2) 国の関与の新しいルールを創設 (地方自治法)
 - ・ 関与は個別の法令の根拠を要すること
 - ・ 関与は必要最小限のものとする
 - ・ 関与の基本類型を定め、原則としてこれによること 等
- (3) 個別法に基づく関与を整理縮小 (138法律)

- (例) 教育長の任命に係る文部大臣の承認 → 廃止
- ・ 公営住宅の管理等に関する建設大臣の指示 → 廃止

3. 権限移譲

- (1) 個別法の改正により、国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲 (35法律)
- (2) 特例市制度を創設し、20万人以上の市に権限をまとめて移譲

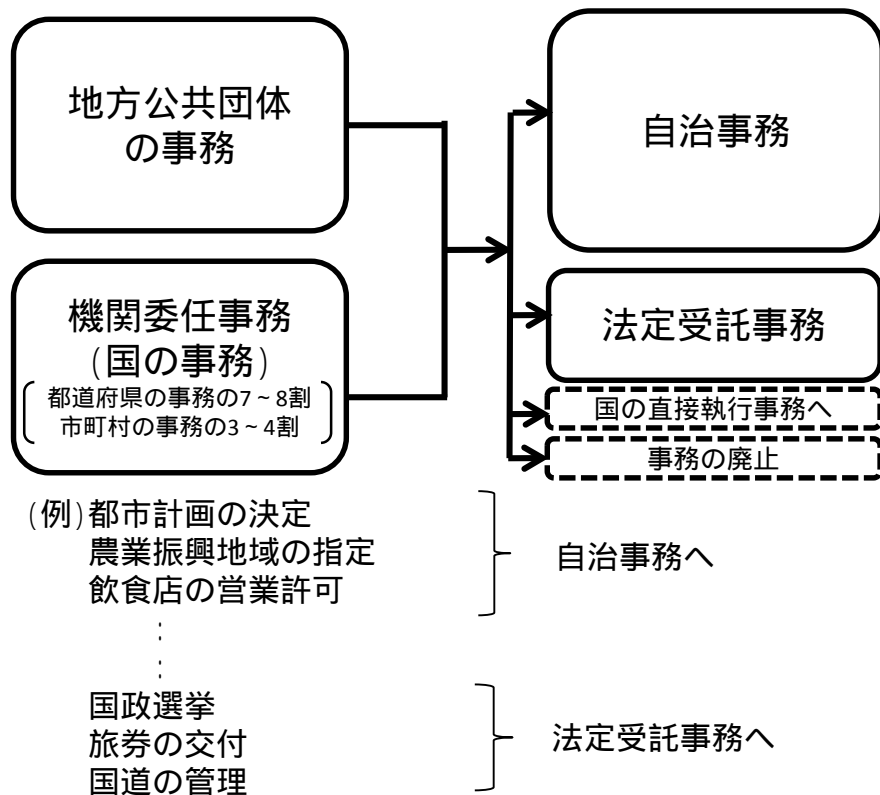
- (例) 国 → 都道府県 農地転用 (2ha超4ha以下) の許可権限
- 一定の保安林の指定・解除の権限
- ・ 都道府県 → 市町村 用途地域に関する都市計画の決定等
- 障害児に係る日常生活用具の給付

4. 条例による事務処理特例制度の創設

それぞれの地域の実情に応じ、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度。

5. その他

- (1) 必置規制の見直し (38法律)
- (2) 市町村合併特例法の改正



第2次地方分権改革

1. 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）（第1次・第2次・第3次一括法等）

見直すべきとされた1,316条項に対し、975条項の見直しを実施（74%）

（例）施設・公物設置管理の基準 公営住宅の入居資格基準及び整備基準、道路の構造の技術的基準、保育所の設備及び運営に関する基準
協議、同意、許可・認可・承認 三大都市圏等における都道府県の都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止
職員等の資格・定数等 消防長及び消防署長の資格

2. 事務・権限の移譲等

（1）国から地方（第4次一括法等）

検討対象（地方が取り下げた事項を除く）とされた96事項に対し、66事項を見直し方針で措置（69%）

移譲する事務・権限【48事項】

例： 看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、 商工会議所の定款変更の認可、
自家用有償旅客運送の登録・監査等、 直轄道路・河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等

移譲以外の見直しを行う事務・権限【18事項】

例： ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供、 農地転用の許可等

（2）都道府県から市町村（第2次・第3次一括法等）

勧告事項である82項目に地方からの提案等を含めた105項目に対し、72項目の移譲を実施（69%）

例： 未熟児の訪問指導等、 農地等の権利移動の許可等、 三大都市圏の既成市街地等に係る用途地域等の都市計画決定

（3）都道府県から指定都市（第4次一括法等）

検討対象とされた64事項に対し、41事項（現行法で処理できるもの（8事項）を含む）を見直し方針で措置（64%）

移譲する事務・権限【29事項】

例： 県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定、
病院の開設許可、 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定

移譲以外の見直しを行う事務・権限【4事項】

例： パスポートの発給申請受理・交付、 農地転用の許可等

3. 国と地方の協議の場

国と地方の協議の場に関する法律が成立（H23.4.28）

地方に関わる重要政策課題について、地方と連携して対処していくため、同法に基づき引き続き運営

地方分権改革の成果（例）

～義務付け・枠付けの見直し～

地域課題への柔軟な対応が可能に

従来は、法令で全国一律の基準が定められていたが、国の地方に対する義務付け・枠付けの見直しにより、地方公共団体が、条例で独自の基準を定められるようになり、各地域の課題を柔軟に解決できるようになった。

「坂の街」長崎市の新たな道作り（長崎市）

道路の構造基準

従来

国基準で、道路勾配を12%以下に義務付け



現在

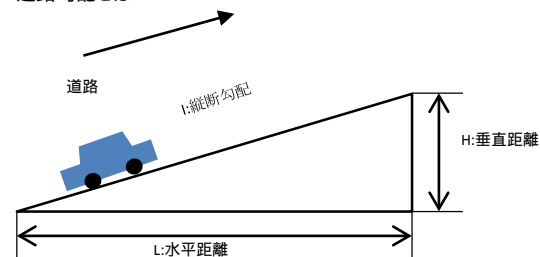
条例で、17%以下に引き上げ(H24～)

効果

急坂の多い地域でも道路整備が可能となり、住民の利便性が向上するとともに、緊急時の車両通行が可能に



<道路勾配とは>



$$I(\%) = H / L \times 100$$

地方分権改革の成果（例）

～ 県から市町村への権限移譲～

身近な窓口での行政サービス提供により利便性が向上

従来は、都道府県が窓口事務を行っていたが、権限移譲により、住民や事業者にとって身近な市町村が窓口事務を行うことができるようになり、利便性が向上した。

パスポート交付手続が迅速・便利に（佐賀県）

パスポートの発給

従来

県が実施
(窓口4カ所)

現在

全市町(20市町)が実施
(窓口21カ所)

条例による事務処理特例制度を活用し、権限移譲

効果

より身近な窓口で手続を行うことができるようになったほか、事務改善により、最短4日でのパスポート交付が実現

交付に要する日数

	従来	現在	
		佐賀市以外の市町受付	佐賀市受付
1日目	・申請受付 ・申請書発送	・申請受付 ・申請書発送	・申請受付 ・申請書発送
2日目	・申請書到着 ・審査	・申請書到着 ・審査	・申請書到着 ・審査 ・作成 ・1次検査
3日目	・作成 ・1次検査	・作成 ・1次検査	・2次検査 ・発送
4日目	・2次検査 ・発送	・2次検査 ・発送	・旅券到着 ・交付
6日目	・旅券到着 ・交付準備	・旅券到着 ・交付	
6日目	・交付		

※ 青色のセルは市町事務
※ 白色のセルは県事務

個性を活かし自立した地方をつくる

～「地方分権改革の総括と展望(概要)」(平成26年6月24日地方分権改革有識者会議)～

これまでの地方分権改革

地方分権改革の理念を構築

- 国・地方の関係が上下・主従から対等・協力へ

国主導による集中的な取組

- 時限の委員会による勧告方式

地方全体に共通の基盤制度の確立

- 機関委任事務制度の廃止
- 国の関与の基本ルール確立

法的な自主自立性の拡大

- 自治の担い手としての基礎固め

地方分権推進に向けた世論喚起

- 地方分権の意義を普及啓発

個性と自立、新たなステージへ 地方分権改革の更なる展開

改革の理念を継承し発展へ

- 個性を活かし自立した地方をつくる

地方の発意に根ざした息の長い取組へ

- 地方からの「提案募集方式」の導入
- 政府としての恒常的な推進体制の整備

地方の多様性を重んじた取組へ

- 連携と補完によるネットワークの活用
- 「手挙げ方式」の導入

真の住民自治の拡充 財政的な自主自立性の確立

- 自治の担い手の強化

改革の成果を継続的・効果的に情報発信

- 住民の理解と参加の促進

地方分権改革の推進体制

【内閣としての政策検討・決定】

地方分権改革推進本部

(閣議決定で内閣に設置)

本部長：内閣総理大臣(本部長)

副本部長：内閣官房長官

内閣府特命担当大臣
(地方分権改革)

本部長：その他全閣僚

開催実績

- 平成25年 3月 8日(金) 第1回会合
・義務付け・枠付けの第4次見直しについて
- 平成25年 5月28日(火) 第2回会合
・地方分権改革の在り方について
・国から地方への事務・権限の移譲等について
- 平成25年 9月13日(金) 第3回会合
・国から地方への事務・権限の移譲等について
・都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について
・地方分権改革の総括と展望について
- 平成25年12月20日(金) 第4回会合
・国から地方及び都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について
・地方分権改革の総括と展望について
- 平成26年 4月30日(水) 第5回会合(持ち回り開催)
・地方分権改革に関する提案募集の実施方針について
- 平成26年 6月27日(金) 第6回会合
・第4次一括法の施行等について
・地方分権改革の総括と展望について
・地方分権改革に関する提案募集方式について
- 平成27年 1月30日(金) 第7回会合
・平成26年の地方からの提案等に関する対応方針について
- 平成27年 7月14日(火) 第8回会合
・第5次地方分権一括法の施行等について
・平成27年の地方分権改革に関する提案募集の取組について
- 平成27年12月22日(火) 第9回会合
・平成27年の地方からの提案等に関する対応方針について

【有識者による調査審議】

地方分権改革有識者会議

(地方分権改革担当大臣の下で開催)

- | | |
|------------|--|
| 座長：神野直彦 | 東京大学名誉教授(財政学) |
| 座長代理：小早川光郎 | 成蹊大学法科大学院教授(行政法) |
| 構成員：市川 晃 | 住友林業株式会社 代表取締役社長
(経済同友会 地方分権委員会委員長) |
| 後藤春彦 | 早稲田大学大学院教授(都市計画) |
| 戸田善規 | 多可町長(兵庫県) |
| 勢一智子 | 西南学院大学教授(行政法) |
| 谷口尚子 | 東京工業大学准教授(政治学) |
| 平井伸治 | 鳥取県知事 |
| 森 雅志 | 富山市長 |

専門部会(地方分権改革有識者会議の下で開催)

具体的かつ重要なテーマごとに、有識者会議議員及び各分野の専門家による部会を開催し、国・地方その他関係者からのヒアリングを通じ、客観的な評価・検討に資する議論を行う

- 雇用対策部会
- 地域交通部会
- 農地・農村部会
- 提案募集検討専門部会

地方創生における地方分権改革の位置付け

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン - 国民の「認識の共有」と「未来への選択」を目指して - (平成26年12月27日閣議決定) (抄)

・目指すべき将来の方向

2. 地方創生がもたらす日本社会の姿

(1) 自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。

(中略) 地方創生においては、人口拡大期のような全国一律のキャッチアップ型の取組ではなく、それぞれの地方が、独自性を活かし、その潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出していくことが基本となる。そのためには、地方自らが、将来の成長・発展の種となるような地域資源を掘り起こし、それらを活用していく取組を息長く進めていく必要がある。地域に「ないもの」ではなく、「あるもの」を探していくことや、「ないもの」をチャンスととらえ、チャレンジしていくことが重要となる。また、地方の自主性・自立性を高め、分権型社会を確立することもその基盤となる。

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版) (平成27年12月24日閣議決定) (抄)

・地方創生に向けた多様な支援 - 「地方創生版・三本の矢」 -

4. 国家戦略特区制度、社会保障制度改革、地方分権、規制改革等との連携

(3) 地方分権との連携

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。

このため、地方分権改革に関する提案募集について、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、提案の最大限の実現を図るとともに、改革の成果を国民が実感できるように、優良事例の普及や情報発信の強化等に努めていく。

平成28年1月22日 第190回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(抄)

地方の発意による、地方のための分権改革を進めます。自治体が地方版ハローワークを設置し、住民相談や企業支援と一体となった職業紹介が行えるようにします。

「提案募集方式」（H26年～）の概要・特色

概要

地方公共団体等

- ・「事務・権限の移譲」、「義務付け・枠付けの見直し」等について、具体的支障事例や制度改正による効果とあわせて提案

事前相談・提案

関係府省回答

関係府省回答に対する見解

提案内容、各種回答、調整結果は、内閣府のホームページで公表

政府

- ・内閣府が実現に向けて関係府省と調整
- ・重要と考えられる提案については、有識者会議又は提案募集検討専門部会で、集中的に調査・審議

特色

従来型の事務局、地方6団体、学識経験者による項目選定によっては取り上げることのできなかった、義務付け・枠付けの廃止・縮減、障害項目について提案

具体的な支障の指摘を伴った説得力ある提案

制度改正につながらなくとも、実際の支障に即した解決方策を見出すことにつながる提案

手挙げ方式という新しい権限移譲の方式の活用

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】

<平成27年12月22日 閣議決定>

1. 基本的考え方

地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤。地方創生における極めて重要なテーマ

地方からの提案を受けて、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進

2. 一括法案等の提出

法律改正事項については、一括法案等を平成28年通常国会に提出することを基本

現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化

引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告

3. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施

4. 主な見直し事項(提案募集方式ならでの成果)

1. 地方創生、人口減少対策に資するもの

- ・空き家への短期居住等に旅館業法が適用されない場合の明確化
- ・病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化
- ・緑地面積率条例制定権限の町村への移譲
- ・都市公園における運動施設の敷地面積に係る基準の弾力化
- ・地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人の対象に学校法人を追加

2. これまでの懸案が実現に至ったもの

- ・新たな雇用対策の仕組み～ハローワークの地方移管～
- ・診療所に係る病床設置許可権限等の指定都市への移譲
- ・水質汚濁物質の総量削減計画に係る国の同意廃止

3. 地域の具体的事例に基づくもの

- ・小規模な給水区域の拡張による水道事業の変更認可又は届出に係る水需要予測の簡素化
- ・施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和
- ・災害時における放置車両の移動等に係る措置の拡大

4. 委員会勧告方式が対象としていなかったもの

- ・公営住宅の一部入居者(認知症患者等)に対する収入申告方法の拡大

平成27年度の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果（主なもの）

1 地方創生、人口減少対策に資するもの

提案主体 (関係府省)	実現内容	提案実現の効果
福井市、群馬県、福島県、新潟県 (厚生労働省)	空き家への短期居住等に旅館業法が適用されない場合の明確化 (旅館業法) 【通知】	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家への短期居住について、旅館業法の適用外となる条件が明確化されることにより、空き家の有効活用とともに地方移住の促進に資する。 ・体験学習を伴う教育旅行等における宿泊体験について、旅館業法の適用外となる条件が明確化されることにより、地域の継続的な取組による都市農村交流の促進に資する。
鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市 (内閣府、厚生労働省)	病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化 (子ども・子育て支援法) 【要綱改正】	近接病院等から看護師等が迅速に駆けつけられる場合は必ずしも職員の常駐を要件としないなど、柔軟な運用が可能である旨が明確化されることにより、児童の少ない中山間地域等において効率的かつ安定的に病児保育サービスを提供することが可能となり、子育て環境の整備に資する。
全国町村会、栃木県（経済産業省）	緑地面積率条例制定権限の町村への移譲 (工場立地法) 【法律改正】	町村が独自の判断で工場の緑地面積率等を定めることができるようになることにより、周囲の環境と調和を図りつつ積極的な企業支援を行うことで、企業の誘致等が促進され、地域経済の活性化及び雇用の促進に資する。
岐阜県 (国土交通省)	都市公園における運動施設の敷地面積に係る基準の弾力化 (都市公園法) 【政令改正】	都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計が、当該都市公園の敷地面積の百分の五十を超えてはならないと定められている基準を弾力化することにより、地域のニーズに応じた運動施設の整備に資する。
大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、京都府、大阪市 (国土交通省)	地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人の対象に学校法人を追加 (地方住宅供給公社法) 【省令改正】	学校法人が、地方住宅供給公社が供給する住宅を学生寮として直接学生に賃貸することができるようになるとともに、学生にとって保証人が不要となることにより、地方大学の活性化や公社賃貸住宅の活用促進に資する。

平成27年度の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果（主なもの）

2 これまでの懸案が実現に至ったもの

提案主体 (関係府省)	実現内容	提案実現の効果
全国知事会等 (厚生労働省)	新たな雇用対策の仕組み～ハローワークの地方移管～ (職業安定法、雇用対策法、雇用保険法)	5頁参照
九州地方知事会、指定都市市長会、神戸市 (厚生労働省)	診療所に係る病床設置許可権限等の指定都市への移譲 (医療法) 【政令改正】	既に指定都市に移譲されている診療所、病院の開設許可等と一体的に管理を行えることにより、指定都市における地域の医療資源の状況把握が可能になり、適切な医療の提供に資する。
兵庫県（環境省）	水質汚濁物質の総量削減計画に係る国の同意廃止 (水質汚濁防止法) 【法律改正】	都道府県が総量削減計画を策定する際の環境大臣への同意を要する協議について、同意を要しない協議に見直すことにより、協議のみで策定できるようになり、事務手続が軽減され、迅速かつ主体的な計画策定が可能となる。

3 地域の具体的事例に基づくもの

提案主体 (関係府省)	実現内容	提案実現の効果
宇都宮市 (厚生労働省)	小規模な給水区域の拡張による水道事業の変更認可又は届出に係る水需要予測の簡素化 (水道法) 【手引き改訂】	小規模な給水区域の拡張による水道事業の変更認可又は届出の際に必要な水需要予測について、拡張給水区域の給水人口が100人以下であるなどの一定の要件に適合すれば簡素化を可能とすることにより、小規模集落に対する近隣水道事業者からの円滑な給水を促し、安全・安心な生活環境の効率的かつ持続的な確保に資する。
島根県、中国地方知事会、京都府、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 (厚生労働省)	施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和 (予防接種法) 【省令改正等】	児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者の行方は分かるものの連絡が取れない等の事由により、保護者の同意の有無を確認することができない場合については、施設長等の同意で予防接種を可能とすることにより、施設入所児童等の感染を予防し、感染症の拡大防止に資する。

平成27年度の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果（主なもの）

提案主体 (関係府省)	実現内容	提案実現の効果
東京都 (内閣府、国土交通省)	災害時における 放置車両の移動等に係る措置の拡大 (災害対策基本法) 【法律改正】	臨港道路の管理者による放置車両等の移動等を可能とすること等により、大規模災害発生時における臨海部の緊急輸送ルートの円滑かつ迅速な確保に資する。

4 委員会勧告方式が対象としていなかったもの

提案主体 (関係府省)	実現内容	提案実現の効果
京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 (国土交通省)	公営住宅の一部入居者（認知症患者等）に対する収入申告方法の拡大 (公営住宅法) 【法律改正等】	公営住宅の家賃の決定に係る入居者からの毎年度の収入申告について、認知症患者等に対し職権認定を認めるなどその方法が拡大されることにより、申告漏れによる家賃負担額の増加が回避され、認知症患者等の保護に資する。

平成27年度の地方からの提案等に関する対応方針（事項概要 2 / 2）

義務付け・枠付けの見直し等

〔予防接種法〕
施設入所児童等の保護者が行方不明等の場合に、施設長等が親権を行使して予防接種の実施に同意できる旨を通知

施設入所児童等の保護者の行方は分かるが連絡が取れない等の事由により、保護者の同意の有無が確認できない場合に、施設長等の同意により予防接種の実施を可能に

〔旅館業法〕
移住希望者の空き家への短期居住について、旅館業法の適用を受けない要件を明確化

地域協議会等が実施する教育旅行等における宿泊体験について、旅館業法の適用を受けない要件を明確化

農村漁業体験民宿の客室面積要件を農村漁業者以外の者が自宅で営む場合についても緩和し、空き家で営む場合についても検討・結論（28年中）

〔旅館業法及び産後ケア事業〕
産後ケア事業について、ガイドラインの策定に向けて事業内容の明確化、衛生管理の方法等を検討・結論（28年度中）。その状況に応じ、旅館業法等との関係を検討・結論

〔保健師助産師看護師法〕
助産学実習中の分べん取扱件数について、九回を下回った場合には指定規則に定める要件を満たないと判断される旨を通知（27年度中）

〔生活保護法〕
金銭管理支援を自立支援プログラムに位置付けて実施することで電気代等の支払に係る効果的な支援が可能である旨を明確化

要保護者の資産・収入等に関する調査について、雇主等に対する協力要請を検討・結論（28年中）
費用返還義務に係る債権の管理の在り方を、生活保護制度の見直しに併せて検討・結論

費用等の徴収に係る債権は、破産法の免責許可の効力を及ぼさない旨などを通知
費用返還請求が速やかにできるよう、日本年金機構等に対する年金関連情報の照会事務の円滑化の方策を検討・結論（28年中）

〔社会福祉法〕
地方社会福祉審議会において精神障害者福祉についても議論を可能に

〔離島毛織 毛織産毛織各法〕(再掲)

〔水道法〕
小規模な給水区域の拡張による水道事業変更について、一定の要件を満たす場合には水需要予測を簡素化

〔災害対策基本法〕(再掲)
〔老人福祉法〕
軽費老人ホームのサービス提供に係る利用者からの徴収額の在り方を検討・結論（28年度中）
〔母子及び父子並びに寡婦福祉法〕

ひとり親が就職に有利な資格を取得することを支援する高等職業訓練促進給付金の機能の充実を検討・結論（28年度予算編成過程）

〔農村地域工業等導入促進法〕
人口要件を緩和
〔看護師等人材確保促進〕
看護師等の離職時等の届出制度の周知・広報の徹底

〔介護保険法〕
特別居宅介護サービス費等の支給対象地域の見直しを促進。指定訪問看護ステーションのサテライトは、柔軟な指定が可能である旨を通知
高齢者等が一般住宅等に移住した場合の介護給付費の財政調整について、調整交付金の在り方を検討・結論（28年中）

将来において食事の提供等を行うことを取り決めているサービス付き高齢者向け住宅は有料老人ホームに該当し、住所特例の適用対象となる旨を通知
障害者支援施設等へ入所していた者への住所地特例の適用について実態等を踏まえ検討・結論（28年中）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護報酬について、30年度予定の改定に向けて検討・結論

〔障害者総合支援法〕
市町村等の指導検査事務の一部の法人への委託を可能に
障害支援区分の認定に必要な医師意見書を作成する医師を確保するため、都道府県の実主治医研修を引き続き支援し、取組事例を周知

特別介護給付費等の支給に際して行う基準該当事業所の認定等は、障害者が居住する市町村のみならず事業所が所在する市町村も行うことが可能である旨を通知
卒業後に就労継続支援B型事業の利用を希望する特別支援学校高等部の生徒に、在学校内で就労アセスメントの実施が可能である旨を改めて周知
施設外就労の達成度評価に係る日数要件の緩和を30年度の報酬改定に向けて検討・結論

〔子ども・子育て支援法〕(再掲)
〔マイナンバー法〕(再掲)

〔難病法〕
患者が受給者証記載の指定医療機関以外で診療を受けた場合であっても、当該患者の事情に応じて特定医療費の支給が可能である旨を通知
受給者証の交付申請時の添付書類の削減、指定医療機関の名称等の記載の廃止など、交付に係る事務負担の軽減を検討・結論（28年中）

〔労使関係総合調査事業〕
労働組合基礎調査について、オンライン回答率が高い都道府県の取組事例を通知
〔認知症初期集中支援チームの医師要件について、チーム設置状況を調査し必要な措置。市町村内に要件を満たす医師がいない場合のチーム設置に係る取組を周知〕

〔土地改良法〕
施設更新事業について、同意徴集手続の省略が可能となる場合の留意点を通知
〔漁業法及び水産資源保護法〕
届出漁業の操業に係る提出書類の簡素化
内水面漁業調整規則改正に係る事務について、認可の際の留意点を通知
〔農林水産業施設復旧暫定措置法〕及び激甚災害法〕
補助率の高上げ申請に必要な書類を明確化

〔森林法〕
保安林の解除に係る農林水産大臣への協議について、同意を要しない協議に見直し
〔農地法〕
農地転用許可の申請書に添付する書類を明確化

〔離島毛織 毛織産毛織各法〕(再掲)
〔漁業近代化資金融通法〕
都道府県の利子補給に係る漁業近代化資金の法定上限超過の可否を都道府県が判断する仕組みに見直し
〔農業振興地域の整備に関する法律〕
山林原野化した非農地は5年に一度の基礎調査を行うことなく農用地区域からの除外が可能である旨を通知
市町村条例に基づく地域の農業の振興に関する計画で設置できる施設を明確化

農用施設は予め農用地区域に編入しなくても設置が可能である旨を通知

〔卸売市場法〕
中央卸売市場の再編基準を見直す方向で検討・結論（27年度中）
中央卸売市場内で禁止される仲卸業者による恒常的な小売活動を抑える方向で検討・結論（27年度中）

〔農林・木材産業改善資金助成法〕
毎年度、都道府県が大臣に提出している月別資金管理計画書を廃止する方向で検討・結論（27年度中）
〔沿岸漁業改善資金助成法〕
毎年度、都道府県が大臣に提出している月別資金管理計画書を廃止する方向で検討・結論（27年度中）

〔持続農業法〕
環境と調和のとれた農業生産の確保を図るため、持続性の高い農業生産方式に係る技術について、追加する方向で検討・結論（27年度中）
〔農地中間管理機構法〕
農用地利用配分計画へ添付する全部事項証明書を廃止

〔土地改良事業関係補助金〕
経費の額の変更について、大臣承認が不要な場合を追加する方向で検討・結論（28年中）
〔林業関係事業補助金〕
工事の早期着手に係る手続を周知し、毎年度可能な限り早期に交付決定を実施

〔鳥獣被害防止総合対策交付金〕
現地確認者について、鳥獣被害対策実施隊員も含まれる旨を通知
地域協議会の構成員が実施する活動も事業対象に含まれる旨を明確化

〔森林・林業再生基金交付金〕
木材調達と施設建設とを分離発注する場合の具体的方法を通知
〔水産多面的機能発揮対策交付金〕
毎年度可能な限り、地方の実態を勘案した支払計画を策定

〔多面的機能支払交付金〕
地方の取組状況等を踏まえ第三者委員会から意見聴取を行い市町村条例に基づく地域の農業の振興に関する計画で設置できる施設を明確化

〔補助事業等により取得した長期利用財産の処分〕
提出書類が必要最小限のものとなるよう、長期利用財産処分報告書の記載事例を通知

(9) 経済産業省

〔高压ガス保安法〕
コールドエバポレータについて、製造・貯蔵の届出を同時に行う場合の添付書類を省略

〔高压ガス保安法及びLPガス法〕
新型バルクローリについて、2法の許可を同時申請する場合の添付書類を省略、手数料を条例で定めることが可能である旨を通知
〔離島毛織 毛織産毛織各法〕(再掲)

〔商標法〕
地域団体商標の審査において行う都道府県内の周知性に係る照会を、出願人が所在する都道府県以外は廃止
〔農村地域工業等導入促進法〕(再掲)

地方公共団体の負担軽減に資するよう、非自動車はかりの定期検査について、指定定期検査機関を指定した事例を周知
特定市町村の負担軽減に資するよう、基準分調について、地方公共団体間で貸し借りをしている事例を周知

〔計量法〕
〔砂防法〕
砂防事業における構造協議について、必要な資料を明確化

〔水防法〕
水防団員が、消防団員の身分を有すること等により、大規模災害時における「救助に関する業務」を行うことが可能である旨を通知
〔建築基準法〕
建築主事を置く市町村等の公共建築物について、定期点検の対象の限定を可能に

〔港湾法〕
固有港湾施設を目的外使用する場合の国への承認申請の要否の判断に資する例示を通知
〔公営住宅法〕
公営住宅の非現地における建替え等の方策について、総合的に検討・結論（28年中）

公営住宅入居者の毎年度の収入申告について、認知症患者等の収入申告方法を拡大（29年通常国会に法案提出）
公営住宅の明渡請求の対象となる高所得者の収入基準について、地域の実情を反映する方向で検討・結論（28年中）

〔気象業務法〕
火災と津波のサイレンの重複に係る留意点を通知、住民の意向等を踏まえた対応を検討・結論（28年中）

〔旅行業法〕
地域限定旅行業の業務範囲、営業保証金の供託義務・額、旅行業務取扱管理者の資格要件を検討・結論（28年中）
〔離島毛織 毛織産毛織各法〕(再掲)

〔都市公園法〕
都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合に係る基準（百分の五十）を弾力化するための具体的な制度設計を検討・結論（28年中）
条例で定める仮設の物件等に係る占用期間を延長

〔駐車場法〕
路外駐車場に関し、児童公園の取扱いを周知、換気装置の基準を緩和
〔災害対策基本法〕(再掲)

〔河川法〕
流水占用料等の徴収方法について、条例により複数年度分を一括で徴収することを可能に

〔地方住宅供給公社法〕
公社賃貸住宅の賃借人の資格に「学校法人」を追加
公社賃貸住宅の賃借人に係る保証人規定を廃止

〔都市計画法〕
開発許可に係る公園等の設置に関する下限面積基準について、一定の範囲で条例で規定を可能に
市町村の都市計画変更における軽易な変更とされる事項を追加
町村の都市計画決定等に係る知事同意協議について協議の留意事項の定着状況を踏まえ、同意の廃止を含め検討・結論（30年中）

開発許可に係る緩衝帯の設置基準を適用しないことも可能である旨の明確化を検討・結論（28年中）
〔農村地域工業等導入促進法〕(再掲)

〔国土利用計画法〕
土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の在り方を検討・結論（28年中）

〔社会資本整備総合交付金〕
社会資本整備総合交付金の対象となる下水道事業について、手続の簡素化が可能である旨を通知
〔連携中枢都市圏構想推進要綱〕(再掲)

(11) 環境省

〔廃棄物の処理及び清掃に関する法律〕
官民連携（PPP）等を活用した一般廃棄物処理業の委託について、運用を明確化

〔水質汚濁防止法〕
総量削減計画の策定に係る環境大臣への協議について、同意を要しない協議に見直し
〔瀬戸内海環境保全特別措置法〕
汚水等を排出する特定施設の設置の許可に係る規制の在り方を検討・結論（改正法施行後5年内を目途）

〔原子力災害対策特別措置法〕
安定ヨウ素剤の事前配布に係る住民への説明会を省略できる場合を明確化

〔浄化槽市町村整備推進事業〕
共有浄化槽を設置する場合の国庫補助対象とする要件を緩和

空き家への短期居住等に旅館業法が適用されない場合の明確化

通知

提案主体: 福井市

現在

宿泊料を受けて、不特定多数の者を反復継続して宿泊させる場合、旅館業法による許可が必要

空き家へのお試し移住の場合に「不特定多数」「反復継続」に該当するか、判断基準が不明確

見直し

支障



旅館業に該当すれば、衛生確保のための改修が必要

移住希望者が空き家にお試し移住できない

提案実現後

対象物件を自治体が特定
お試し移住の希望者が実際に
居住する意思を有することを
自治体が確認

これらを満たす場合、お試し移住が旅館業法の適用を受けないことを明確化

効果

移住希望者の空き家へのお試し移住が可能になる



空き家の有効活用

地方移住の促進

病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化

要綱改正

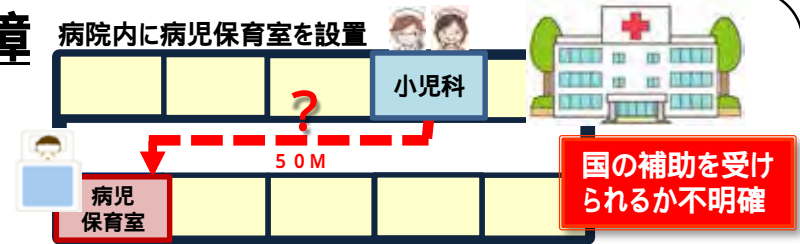
提案主体：鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市

現在

国の補助を受けて病児保育を実施する場合、**看護師等を利用児童概ね10人につき1名以上**配置しなければならない 当面症状の急変は認められない

職員を**常時**配置すべきかが**不明確**

支障



病院・診療所内で看護師等を保育室に常駐させずに病児保育を行う場合、**国の補助対象か否かが明らかでなく、自治体の負担で実施**

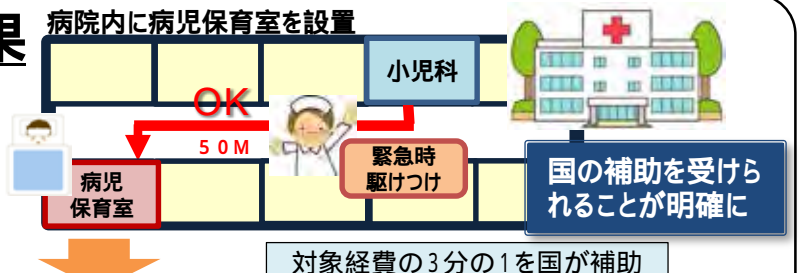
見直し

提案実現後

職員を常時、配置しなくてもよい場合を**明確化**

看護師等が緊急時に駆けつけられる場合

効果



病児保育が広がる

地方における子育て環境の充実
女性の活躍推進にも資する



災害時における放置車両の移動権限の付与等 法律改正

提案主体: 東京都

現在

大規模災害発生時における
放置車両の移動権限

道路管理者 (国道、県道等)	
港湾管理者 (臨港道路)	×



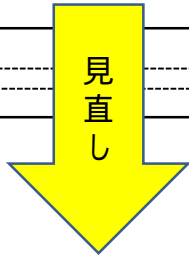
支障 東京湾臨海部に広域防災拠点あり。
首都直下地震発生時、レインボブリッジ下層部の臨港道路にある放置車両を移動できない。



救出救助・医療救護活動などの災害応急対策の実施に支障が生じる。



見直し



提案実現後

道路管理者 (国道、県道等)	
港湾管理者 (臨港道路)	



効果

放置車両の移動

緊急車両通行ルート of 迅速な確保

災害救助活動の円滑化

国民の生命・財産の保護



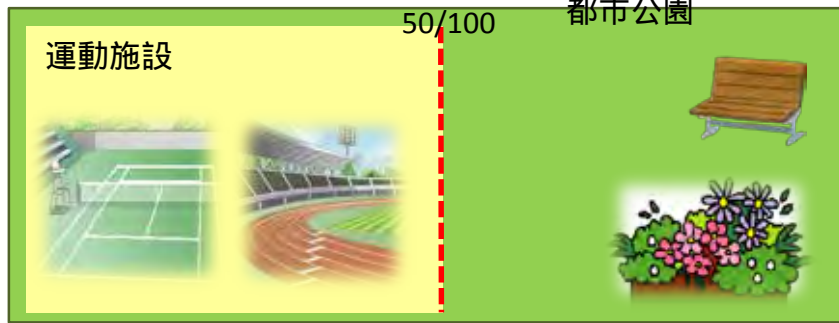
都市公園における運動施設の敷地面積に係る基準の弾力化

政令改正

提案主体：岐阜県

現在

都市公園の中の運動施設の敷地面積は、都市公園の敷地面積全体の100分の50以下と規定



支障

- ・バリアフリー化ができない
- ・記者室やドーピングコントロール室等が新設できず、国際大会等の誘致条件に対応できない

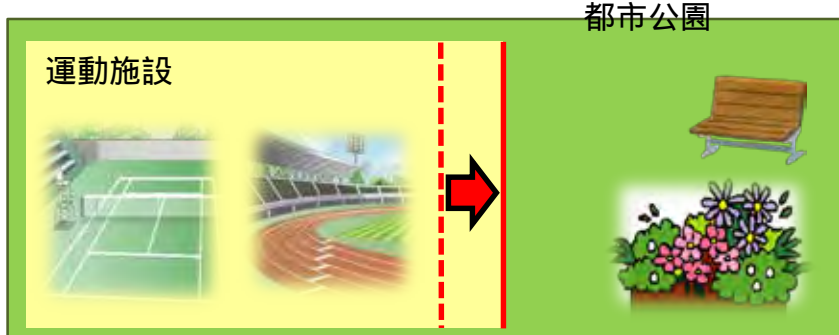
岐阜県：49.967%
改修後：50.25% (試算)



見直し

提案実現後

運動施設の敷地面積の割合の上限(100分の50以下)を弾力化(具体的な制度設計について平成28年中に結論)



効果

地域ニーズを踏まえた運動施設の整備促進

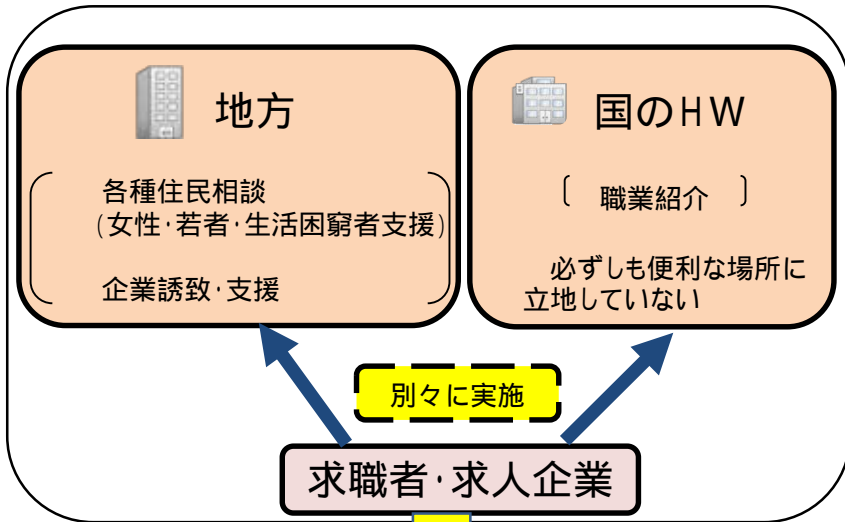
【例】
バリアフリー化の推進
スポーツイベントの誘致など

地域の活性化



新たな雇用対策の仕組み (職業安定法、雇用対策法)

現行法



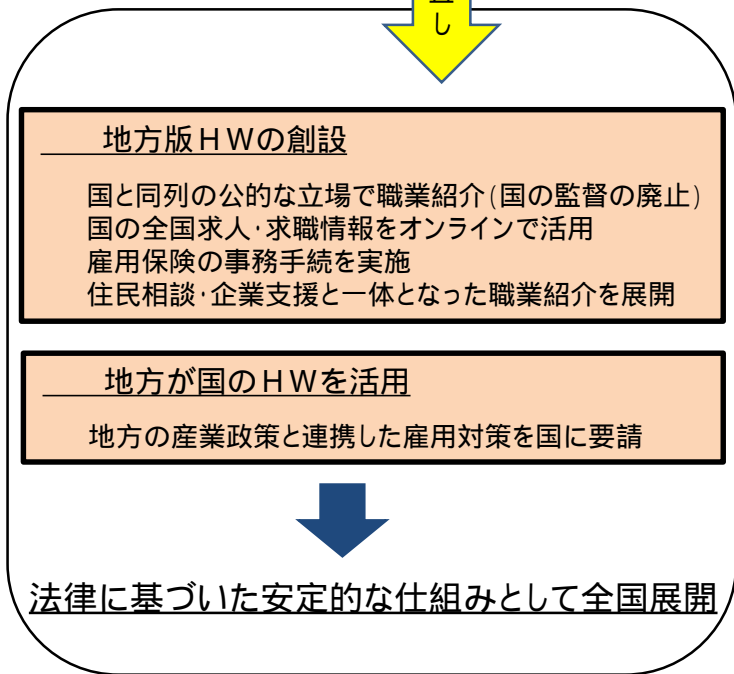
事例 子育てが一段落したAさんの場合

Aさんは、市の女性センターに社会参加を相談する中で、再就職を考えるようになった。
しかし、職業紹介は、遠く離れた国のHWに出向き、改めて再就職の動機から説明する必要。

事例 県内に工場新設を検討しているB社の場合

B社は、県に財政支援や用地の分譲を相談。
しかし、人材の紹介は、国のHWに相談しなければならず、別々の窓口
に足を運ぶ必要。

見直し後



事例 市が女性センターに地方版HWを併設

自宅に近い女性センターで、自分に合った社会参加(再就職)を決められた上に、職業紹介もしてもらい、いい職場に再就職!



Aさん

身近な場所でワンストップサービスを実現

事例 県が地方版HWを設置

知事から国に県の産業政策と連動した人材確保を要請

県が財政支援等だけでなく、人材紹介も含め、総合的に支援する体制を整えているので、工場新設を決めた。
県独自の紹介に加えて、国のHWの全国的なネットワークも活用して紹介してもらえた!



B社

産業政策と一体化した雇用政策を展開

利用者の利便性向上

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第6次地方分権一括法案）の概要

平成28年3月
内閣府地方分権改革推進室

平成28年3月11日
閣議決定

第6次地方分権一括法案

「提案募集方式」における地方公共団体からの提案等を踏まえた「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）に沿って、地方公共団体への事務・権限の移譲等について、関係法律の整備を行う。

提案募集方式を活用した地方分権改革

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した取組を推進

改正内容

【15法律を一括改正】

地方公共団体への事務・権限の移譲等（11法律）

A 国から地方公共団体への事務・権限の移譲

- ・食鳥検査に係る指定検査機関の指定・監督
- ・法定上限を超える漁業近代化資金の貸付けに係る承認

C 地方公共団体等への権限の付与

- ・港湾・漁港管理者による災害時の放置車両の移動等を可能に
- ・義務教育諸学校の医療費援助事務におけるマイナンバー制度による情報連携の範囲拡大
- ・公立大学法人による長期借入金等、出資及び大学附属の学校の設置を可能に

B 都道府県から市町村への事務・権限の移譲

- ・工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定等
- ・高齢者居住安定確保計画の策定

D 新たな雇用対策の仕組み

- ・地方版ハローワーク（HW）の創設
- ・地方公共団体が国のHWを活用する枠組みの創設

国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな雇用対策を、全国かつ安定的な仕組みとして構築

地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し（4法律）

- ・地方社会福祉審議会において調査審議できる事項に精神障害者福祉に関する事項を追加
- ・都道府県による一定の保安林の解除に係る協議における農林水産大臣の同意廃止
- ・国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建築物に対する定期点検の見直し
- ・都道府県による水質汚濁物質の総量削減計画策定に係る協議における環境大臣の同意廃止

施行期日

直ちに施行できるもの → 公布の日 地方公共団体への事務・権限の移譲を行うもの → 平成29年4月1日
、に依り難い場合 → 、以外の個別に定める日

改正法律一覧（15法律）

地方公共団体への事務・権限の移譲等（11法律）

A 国から地方公共団体への事務・権限の移譲

〔食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律〕

食鳥検査に係る指定検査機関の指定・監督

〔漁業近代化資金融通法〕

法定上限を超える漁業近代化資金の貸付けに係る承認

B 都道府県から市町村への事務・権限の移譲

〔工場立地法〕

工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定等

〔高齢者の居住の安定確保に関する法律〕

高齢者居住安定確保計画の策定

C 地方公共団体等への権限の付与

〔災害対策基本法〕

港湾・漁港管理者による災害時における放置車両の移動等を可能に

〔行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律〕

義務教育諸学校の医療費援助事務におけるマイナンバー制度による情報連携の範囲拡大

〔地方独立行政法人法、学校教育法及び

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律〕

公立大学法人による長期借入金等、出資及び大学附属の学校の設置を可能に

D 新たな雇用対策の仕組み

〔職業安定法〕

地方版ハローワークの創設

〔雇用対策法〕

地方公共団体が国のハローワークを活用する枠組み

義務付け・枠付けの見直し（4法律）

〔社会福祉法〕

地方社会福祉審議会において調査審議できる事項に精神障害者福祉に関する事項を追加

〔森林法〕

都道府県による一定の保安林の解除に係る協議における農林水産大臣の同意廃止

〔建築基準法〕

国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建築物に対する定期点検の見直し

〔水質汚濁防止法〕

都道府県による水質汚濁物質の総量削減計画策定に係る協議における環境大臣の同意廃止

地方版ハローワークの創設（職業安定法）

地方公共団体が**民間事業者とは明確に異なる公的な立場**で無料職業紹介を実施

法律上、地方公共団体が行う無料職業紹介を**独立した章に位置づけ**

地方公共団体が無料職業紹介を行う際の**国への届出を廃止**

民間事業者と同列に課されている**規制（職業紹介責任者の選任等）や監督（事業停止命令等）を廃止**

利用者保護の観点から、名義貸しをして他人に無料職業紹介事業を行わせることは引き続き禁止

（改正前）

	国の許可	国の規制・監督
国 (ハローワーク)	—	—
無料職業紹介事業者 (地方公共団体含む)	(地方は届出)	

（改正後）

	国の許可	国の規制・監督
国 (ハローワーク)	—	—
地方公共団体 (地方版ハローワーク)	—	×
無料職業紹介事業者		

国に通知(事後で可。地方版ハローワークの設置状況の把握や国による支援のため)

無料職業紹介を行う地方公共団体に対し、**国のハローワークの求人情報及び求職情報をオンラインで提供**

地方公共団体が国のハローワークを活用する仕組み（雇用対策法）

国と地方公共団体は、雇用に関する施策について、**協定の締結**や同一施設における**一体的な実施**などにより連携

労働者の職業の安定に関する必要な措置の実施について、**地方公共団体の長から厚生労働大臣に要請**が可能

- A 国から地方公共団体への事務・権限の移譲

食鳥検査に係る指定検査機関の指定・監督(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律)

食鳥検査に係る指定検査機関の指定・監督権限を都道府県、保健所設置市及び特別区へ移譲し、これらの地方公共団体において指定検査機関の指定と食鳥検査の委任を一元的に行うことにより、効果的な食鳥検査の実施に資する。

権限	国	都道府県等
食鳥検査の実施 (指定検査機関への委任可)		
食鳥検査に係る指定検査機関の指定・監督	→	→

法定上限を超える漁業近代化資金の貸付けに係る承認(漁業近代化資金金融通法)

都道府県の利子補給に係る漁業近代化資金の法定上限を超過する場合の手続について、農林水産大臣の承認を得ることなく、農林水産大臣が定めた基準に基づき、都道府県知事が承認する仕組みとすることにより、融資手続の迅速化が図られ、漁業者の負担軽減に資する。

権限	国	都道府県
法定上限を超過する場合の承認	→	→

- B 都道府県から市町村への事務・権限の移譲

工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定等(工場立地法)

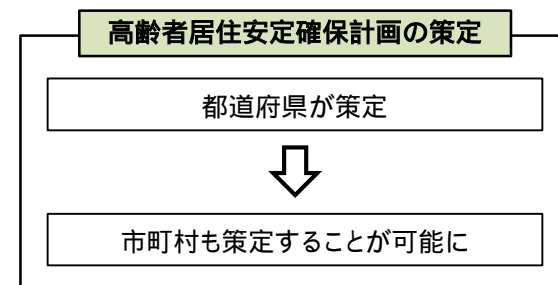
現行、市まで移譲されている工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定権限及び事務処理権限を、都道府県から町村に移譲することにより、町村が周囲の環境と調和を図りつつ、地域の実情に応じた企業支援を行うことで、地域経済の活性化及び雇用の促進に資する。

権限		都道府県	市町村
工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定等	市部		
	町村部	→	→

- B 都道府県から市町村への事務・権限の移譲

高齢者居住安定確保計画の策定(高齢者の居住の安定確保に関する法律)

都道府県が策定することとなっている高齢者居住安定確保計画について、市町村でも策定できるようにすることにより、よりきめ細やかに地域の実情を踏まえたサービス付き高齢者向け住宅の立地の誘導等、市町村の主体的なまちづくりの推進に資する。



- C 地方公共団体等への権限の付与

港湾・漁港管理者による災害時における放置車両の移動等を可能に(災害対策基本法)

臨港道路の管理者(港湾管理者)及び漁港道路の管理者(漁港管理者)による放置車両の移動を可能とすること等により、大規模災害発生時における臨海部の緊急輸送ルートの円滑かつ迅速な確保に資する。

大規模災害発生時における放置車両の移動権限

道路管理者 (国道、県道等)			
港湾管理者 (臨港道路)	×	→	
漁港管理者 (漁港道路)	×	→	

義務教育諸学校の医療費援助事務におけるマイナンバー制度による情報連携の範囲拡大

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)

学校保健安全法による医療費援助に係る事務処理について、マイナンバー制度による情報連携の範囲に生活保護関係情報及び地方税関係情報を追加することにより、援助申請時の添付書類を省略でき、住民の利便性向上、地方公共団体の事務処理の効率化に資する。

生活保護の要保護者等である義務教育諸学校の児童又は生徒が、結膜炎や中耳炎などの一定の疾病にかかり、学校から治療の指示を受けた場合に受ける援助。

マイナンバー制度による情報連携の範囲

住民票関係情報			
生活保護関係情報	×	→	○
地方税関係情報	×	→	

- C 地方公共団体等への権限の付与

公立大学法人による長期借入金等、出資及び大学附属の学校の設置を可能に
(地方独立行政法人法、学校教育法及び
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)

公立大学法人による設立団体以外の者からの長期借入金等、承認TLO
への出資及び大学附属の学校の設置を可能とすることにより、自主性・自
律性の高い経営、教育研究の活性化や新産業の創出、大学と附属学校の
一体的な運営に資する。

大学等技術移転促進法に基づく承認を受けた技術移転機関

長期借入金等、出資及び大学附属の学校の設置の権限

国立大学法人		→
公立大学法人	x	

義務付け・枠付けの見直し

地方社会福祉審議会において調査審議できる事項に精神障害者福祉に
関する事項を追加 (社会福祉法)

都道府県、指定都市及び中核市に設置されている地方社会福祉審議会におい
て、条例で規定することにより、精神障害者福祉に関する事項も調査審議でき
ようになり、障害者福祉(身体、知的、精神)について一体的な議論・施策の実施
に資する。

精神障害者福祉に関する事項については、現在は、地方精神保健福祉審議会における調
査審議事項とされており、同審議会において引き続き調査審議することもできる。

精神障害者福祉について調査審議できない



精神障害者福祉についても調査審議が可能

都道府県による一定の保安林の解除に係る協議における農林水産大
臣の同意廃止 (森林法)

防風保安林、なだれ防止保安林等(法25条1項4号から11号に掲げる目的を達成するために指
定される保安林)のうち、保安施設事業等の区域内にあるものの解除における国
への同意協議について、同意を要しない協議に見直すことにより、地域による自
律的な土地利用に資する。

災害を防止するために行う、荒廃山地の復旧整備や海岸防災林の造成等の治山事業。

都道府県から国への同意協議が必要



同意を要しない協議に見直し

義務付け・枠付けの見直し

国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建築物に対する定期点検の見直し (建築基準法)

国、都道府県及び建築主事を置く市町村の倉庫等の公共建築物について、現行制度上は一律に定期点検の対象とされているところ、当該市町村等の判断により、安全、防火、衛生の観点から支障がないものについて、定期点検の対象から除外することが可能となり、行政の効率化や建築行政の充実に資する。

建築物が経年しても防火上の基準を満たしているか等の点検

建築主事を置く市町村等の公共建築物のうち、定期点検の対象とするものを、法で全国一律に規定



安全、防火、衛生の観点から支障がないものについて、市町村等の判断で定期点検の対象から除外することが可能に

都道府県による水質汚濁物質の総量削減計画策定に係る協議における環境大臣の同意廃止 (水質汚濁防止法)

都道府県が水質汚濁物質の総量削減計画を策定する際、環境大臣との協議のみで策定できるようになり、都道府県の事務負担の軽減に資する。

都道府県が総量削減計画を策定する際、環境大臣の同意が必要



同意が不要になり、協議のみで策定できるように

(参考)

- ・第1次地方分権一括法(H23.4成立) 義務付け・枠付けの見直し
- ・第2次地方分権一括法(H23.8成立) 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第3次地方分権一括法(H25.6成立) 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第4次地方分権一括法(H26.5成立) 国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲
- ・第5次地方分権一括法(H27.6成立) 国から地方公共団体又は都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し

平成27年の地方からの提案に関する対応状況

(件数)

年	分類				合計
		提案の趣旨を踏まえ対応	現行規定で対応可能	小計	
H26		263	78	341	535
H27		124	42	166	228

実現・対応の割合
63.7%
72.8%

9.1ポイント増

平成27年提案募集における都道府県別の提案団体数について

都道府県名	提案団体数		合計
	都道府県	市町村	
北海道	0	2	2
青森県	0	0	0
岩手県	1	0	1
宮城県	1	0	1
秋田県	1	0	1
山形県	1	0	1
福島県	1	1	2
茨城県	1	1	2
栃木県	1	1	2
群馬県	1	0	1
埼玉県	1	1	2
千葉県	1	2	3
東京都	1	1	2
神奈川県	1	4	5
新潟県	1	1	2
富山県	1	2	3
石川県	1	0	1
福井県	1	1	2
山梨県	1	0	1
長野県	1	0	1
岐阜県	1	3	4
静岡県	1	0	1
愛知県	1	2	3
三重県	1	0	1

都道府県名	提案団体数		合計
	都道府県	市町村	
滋賀県	1	1	2
京都府	1	1	2
大阪府	1	2	3
兵庫県	1	2	3
奈良県	1	0	1
和歌山県	1	0	1
鳥取県	1	0	1
島根県	1	1	2
岡山県	1	2	3
広島県	1	0	1
山口県	1	1	2
徳島県	1	0	1
香川県	1	1	2
愛媛県	1	2	3
高知県	1	0	1
福岡県	0()	1	1
佐賀県	1	0	1
長崎県	1	0	1
熊本県	0()	2	2
大分県	0()	1	1
宮崎県	0()	0	0
鹿児島県	0	0	0
沖縄県	0	0	0

都道府県名	提案団体数
関西広域連合	1
中国地方知事会	1
九州地方知事会	1
日本創生のための将来世代 応援知事同盟	1
全国市長会	1
全国町村会	1
指定都市市長会	1
中核市市長会	1
特別区長会	1

合計	9	(B)
----	---	-----

総数	87	(A + B)
----	----	---------

合計	39 (43)	39	78 (A)
----	---------	----	--------

()の4県は、九州地方知事会として提案しているため、それを加えると43都府県

平成27年提案募集における都道府県別の提案数について

都道府県名	提案数		合計
	都道府県	市町村	
北海道	0	4	4
青森県	0	0	0
岩手県	1	0	1
宮城県	4	0	4
秋田県	2	0	2
山形県	2	0	2
福島県	2	1	3
茨城県	3	1	4
栃木県	8	3	11
群馬県	3	0	3
埼玉県	11	4	15
千葉県	1	4	5
東京都	2	2	4
神奈川県	8	13	21
新潟県	10	2	12
富山県	9	2	11
石川県	2	0	2
福井県	4	4	8
山梨県	2	0	2
長野県	4	0	4
岐阜県	3	12	15
静岡県	1	0	1
愛知県	10	6	16
三重県	4	0	4

都道府県名	提案数		合計
	都道府県	市町村	
滋賀県	60	3	63
京都府	62	20	82
大阪府	54	6	60
兵庫県	100	2	102
奈良県	3	0	3
和歌山県	80	0	80
鳥取県	77	0	77
島根県	2	1	3
岡山県	2	3	5
広島県	7	0	7
山口県	4	1	5
徳島県	99	0	99
香川県	16	1	17
愛媛県	17	4	21
高知県	12	0	12
福岡県	0	1	1
佐賀県	2	0	2
長崎県	12	0	12
熊本県	0	2	2
大分県	0	1	1
宮崎県	0	0	0
鹿児島県	0	0	0
沖縄県	0	0	0

都道府県名	提案数
関西広域連合	62
中国地方知事会	12
九州地方知事会	15
日本創生のための将来世代 応援知事同盟	3
全国市長会	2
全国町村会	1
指定都市市長会	6
中核市市長会	2
特別区長会	1

合計	104	(B)
----	-----	-----

総数	912	(A + B)
----	-----	---------

合計	705	103	808	(A)
----	-----	-----	-----	-----

表における提案数は、共同提案について、提案団体ごとに集計したものであり、提案総数334件とは一致しない。

1 成果の主要因

(1) 提案のための準備・検討の充実

提案募集時期の前倒し

提案のための準備・検討の期間を充実

事前相談を必ず行っていただくようお願い

各提案(相談)において、

ア 提案の背景、支障事例等の聞き取り

イ 過去の経緯や関連制度の精査

ウ 予想される論点の事前整理

を事務局と提案団体との間でやり取り

地域の实情に即し、実際の支障事例を踏まえた説得力ある提案をもって臨むことができた。

(多くの提案団体から、「提案の趣旨や内容を理解してもらうことができた」、「提案の説得力・成熟度を増すことができた」との声)

重点事項メルクマールの整理

平成27年重点事項のメルクマール

ア 地方創生に資するもの

イ これまでの地方分権改革の取組を加速・強化するもの

(例)・関連・類似事務の状況から、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが必要なもの

・これまでの勧告等で存続のメルクマールに該当しない義務付け・枠付けの見直し

・これまで進めてきた指定都市などへの権限移譲等の更なる推進

ウ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの

等

地方からの提案の重点をわかりやすく示すことができ、政府内の検討を円滑化

(2) 地方側の頑張り

共同提案の充実

「提案段階」での共同提案に加え、「追加」共同提案
単なる「趣旨賛同」ではなく、個々の支障事例や地域の実情を積み重ねることが重要と再認識

自治体自らが検証し提案する取組

ハローワークについて、特区や一体的実施を検証の上、提案
雇用対策部会における検討促進・実現に大きく寄与

提案団体の粘り強い取組

事前相談から年末の対応方針の閣議決定に至るまで、各種照会、支障事例の詳細などについて、提案団体に精力的に対応していただいた。

行政の現場での違和感が、従来であれば、中央への陳情となっていたが、多くの地方公共団体が提案するようになるまで分権が進んだ。

(3) 部会での時間をかけた議論

各府省ヒアリング等を通じた十分な論点の整理、対応の方向性の検討

～ 関係府省等との粘り強い対話

(各府省への再検討要請時に、部会としての詳細な関心事項を文書で提示し、検討を依頼)
制度改正につながらなくとも、実際の支障に即した解決方策

2 平成28年に向けた課題

(1) 提案に係る国からのアンケートの実施

－ 関係府省が行ったアンケート結果と事務局が行ったアンケート結果が異なる

(原因)・アンケートの趣旨・目的・項目における分権の観点の有無の違い

・アンケートの実施方法の不統一(地方公共団体の事務・事業担当課のみへのアンケートで地方分権担当課が内容を知らない)

(2) 市区町村の提案団体数が低調

平成27年提案募集における提案団体数(市区町村): 39 / 1,741

都道府県: 43 / 47

(3) 今後の持続的な提案のために

地方公共団体におかれては、以下の観点に留意し、現場を再点検していただきたい。

懸案事項として既に地方分権の作業の俎上となった諸課題のなかにも、地方創生の推進や一億総活躍社会の実現を含めた社会情勢の変化のなかで新たに提案対象とすることが可能なものが含まれている。

社会情勢の変化に応じ、地方公共団体が新たな施策にチャレンジしようとする場合に、従来は桎梏と感じられてこなかった制度が障害となることは多い。

業務効率の改善・合理化を達成する目的をもって事務事業を再点検した結果、改革の課題を見出すことが可能となった事例がある。

(4) 引き続き、部会等での議論を充実

問題発見されたものを、現場と提案募集検討専門部会・事務局とが共同して、制度改正の裏付けとなる立法事実までつないでいくことが重要

引き続き、関係府省等との粘り強い対話を通じて、十分な論点の整理、対応の方向性の検討を充実

3 「対応方針」での検討事項のフォローアップ

年末の対応方針の決定に向けて、平成26年の提案及び平成27年の提案のうち「引き続き検討を進める」こととしたもの等について、秋頃までに論点整理・対応の方向性の検討が必要

平成28年の提案募集の実施について

提案募集の実施方針(平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定)に基づき、平成27年の進め方を基本的に踏襲

提案団体には、引き続き、事前相談を必ず行っていただくよう依頼
募集を前倒しし、「追加」支障事例・共同提案を早期に照会

- 3月17日募集開始(平成27年は3月23日)。6月6日募集受付終了後、直ちに、「追加」支障事例・共同提案を照会

市町村からの提案の掘り起し

- 3月から5月にかけて、内閣府主催の市町村説明会を各ブロックにて開催
開催予定場所:青森、茨城、東京、石川、京都、大阪、奈良、岡山、香川、大分

近隣自治体との連携促進

- 各種施策を連携して行っている近隣の自治体と、解決すべき地域の課題・制度の課題についてコミュニケーションを図り、提案につなげていただくよう依頼

事前相談・本提案の様式を地方の意見を踏まえて簡素化

平成28年の地方分権改革に関する提案募集方式スケジュール

平成28年

- | | |
|----------|---|
| 3月16日（水） | 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
（平成28年の提案募集の方針の決定） |
| 3月17日（木） | 事前相談・提案受付開始 |
| 5月23日（月） | 事前相談受付終了 |
| 6月6日（月） | 提案受付終了 |
| 6月7日（火） | 共同提案の意向・支障事例等の補強照会（2週間程度） |
| 7月上旬 | 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
（重点事項の決定）
各府省への検討要請 |
| 7月～10月 | 提案団体、各府省、地方三団体からのヒアリング |
| 10月～ | 関係府省との調整 |
| 11月下旬 | 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議（対応方針案の了承） |
| 12月中下旬 | 地方分権改革推進本部・閣議（対応方針の決定） |

提案募集を行っていただくために

事前相談

- ・ 提案への内容が固まっていなくても支障等を示していただいで、よろず相談的に内閣府が受け付けます。内閣府とのやりとりの過程で提案を固めていってください。
- ・ 担当者レベルのアイデアを相談してください。
- ・ 事前相談の段階では、首長決裁を取る必要はありません。早めに相談してください。
- ・ 事前相談は、五月雨式に出していただいても結構です。
- ・ 事前相談は、分権担当課からでも、事務・事業担当課からでも結構です。
- ・ 常日頃から感じている「この基準おかしいな」「この手続きは過剰だ」などを、相談してください。
- ・ ただし、提案は単なる国への要望ではないので、提案した場合には、年末の閣議決定まで、内閣府とのやり取りが続くことになります。

事務・事業担当課に積極的に提案を働きかけてください。

住民・事業者等からの相談窓口、「市長への手紙」の窓口など、外部から意見が寄せられている部署にも提案を働きかけていただきたい。

市町村から提案を提出する場合は、都道府県を通じる必要はありません。内閣府に直接、事前相談及び提案をしてください。

「分権室の敷居が高く、気軽に相談ができない」との声がありますが、担当者は自治体出身の調査員の方々です。

地方分権改革に関する

「提案募集制度」で業務の課題を解決しませんか？

○日々の業務の中でおかしいなと感じたことはありませんか？

国の補助要綱が実態に合っていないなあ…
支給手続も煩雑(+_+)



国との協議に時間がかかるなあ…
(非効率化している、作成書類が多い)

所管が国と県に分かれていて、
一元的な対応ができず非効率だなあ…

- こうした課題について、「地方分権改革に関する提案募集制度」(地方から国に対して、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しなど(法令に限らず、通知や補助要綱等によるものを含む)を提案する制度)を活用することで、
- ▶ 国の制度・運用が変わり、事業効果や利便性の向上、事務負担の軽減
 - ▶ 本県の政策を実現する上で支障となっている国の制度・運用の改善
- を図れる場合があります。

課題解決のアイデアを「地方分権改革アイデア募集プラットフォーム」で提案してください。

⇒提案対象となり得るものについては、担当課等と協議の上、「地方分権改革に関する提案募集制度」で国への提案につなげていきます！

■留意事項

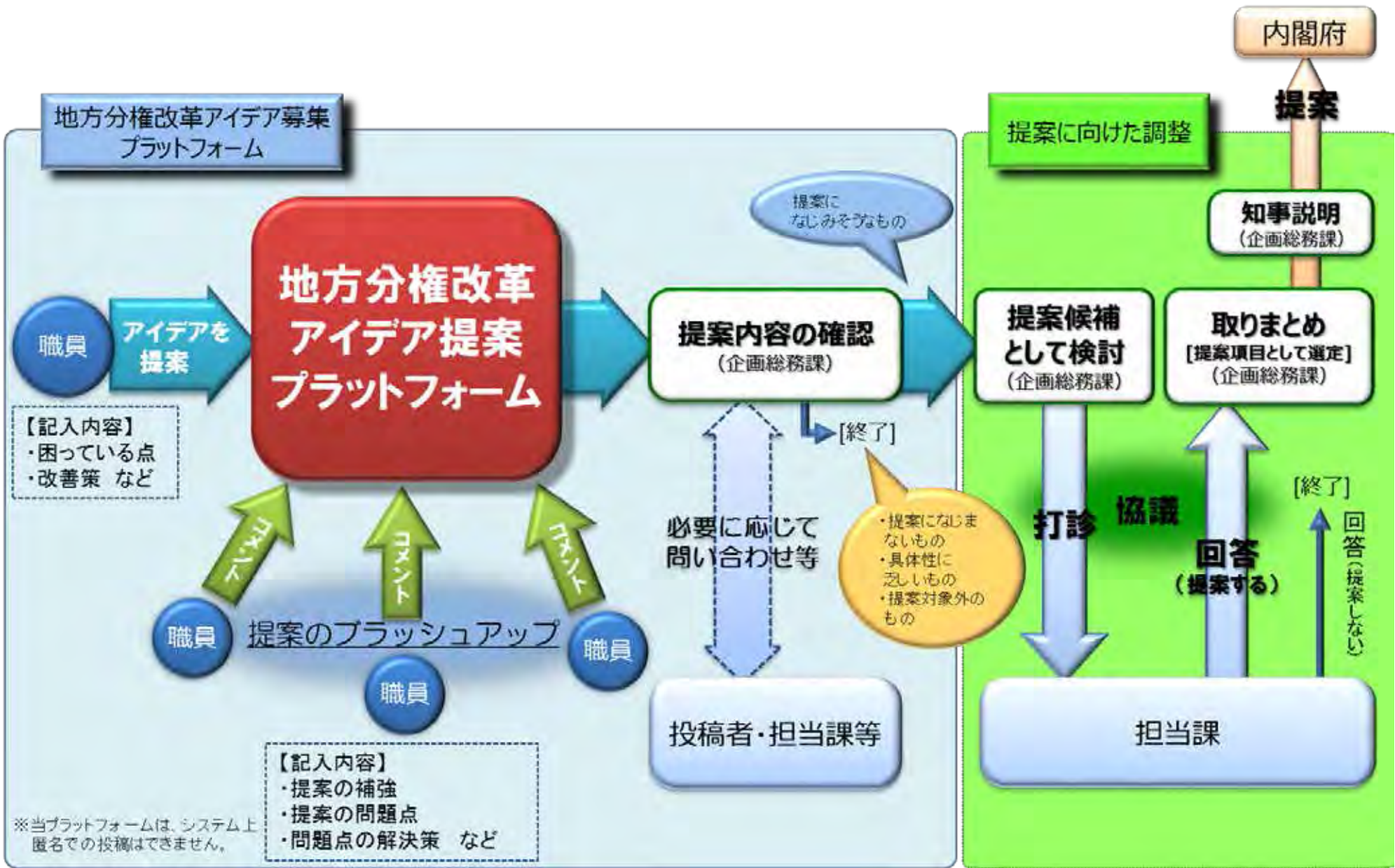
- ・職員個人のアイデアで構いません。(所属で取りまとめる必要はありません。)
※システム上、匿名での投稿はできません。
- ・提案の対象は、現在の業務だけでなく、過去に従事した業務や他部署や市町村の業務に関係のあるものでも構いません。(ただし、知事部局の業務に限ります。)
- ・提出されたアイデアは、改革推進課及び地域政策課に情報提供します。
(企画財政部の他の業務でも参考とさせていただきます。)

■想定スケジュール

- 1/25～2/26 本プラットフォームによるアイデア募集
- 2月～3月 提案内容の確認
〔以下は、国の照会に基づき各所属に対して行う正式照会(3月の予定)と同様に取り扱います。〕
- 4月～ 担当課との協議
- 6月 知事説明
国へ提案



「地方分権改革アイデア募集プラットフォーム」の概要



～提案募集で解決・改善が図られた事例（一部抜粋）～

<権限移譲>

年	法律名	政府の対応方針の内容
H26	農地法	4 ha超の農地転用許可は、国との協議を付した上で都道府県（指定市町村）に移譲
H27	自然公園法	国立公園の特別地域内における迷惑行為への指示は都道府県の職員も可能である旨を通知

<義務付け・枠付けの見直し等>

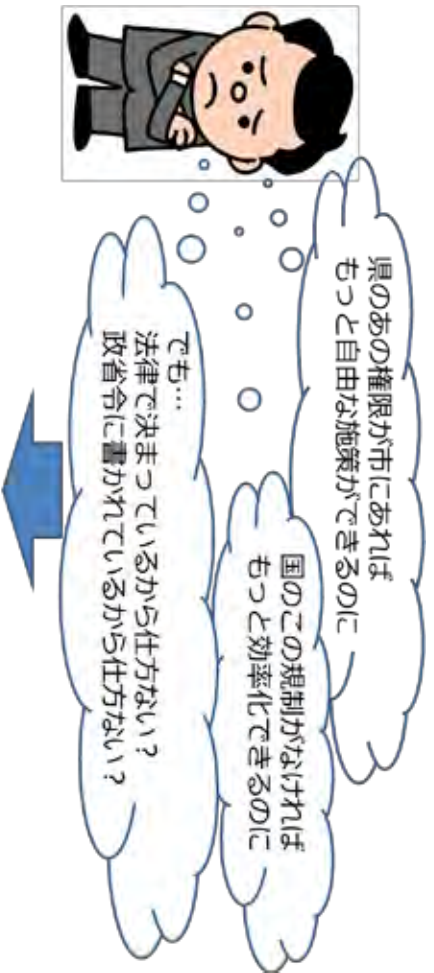
項目	年	法律名等	政府の対応方針の内容
手続等の廃止	H26	企業立地促進法	基本計画の同意に係る事前審査等を原則廃止し、法定協議の留意事項を情報提供
	H26	農村地域工業等導入促進法	都道府県の実施計画等に係る通知による国の地方支分部局との連絡調整を廃止
	H26	認定こども園法	保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止
国協議の簡素化	H27	森林法	保安林の解除に係る農林水産大臣への協議について、同意を要しない協議に見直し
	H26	過疎地域自立促進特別措置法	過疎地域自立促進方針に係る事前協議と正式協議の手続一本化を検討（27年中）
手続の簡素化	H27	河川法	流水占用料等の徴収方法について、条例により複数年度分を一括で徴収することを可能に
	H27	災害救助法	住宅の応急修理について、件数が著しく多数の場合は手続の簡略化が可能である旨を明確化
書類の簡素化	H26	財政融資資金法	財政融資資金の借入に係る提出書類を削減
	H27	農地法	農地転用許可の申請書に添付する書類を明確化
	H26	老人福祉法及び介護保険法	サービス提供には老人福祉法上の届出と介護保険法上の指定等の各手続が必要だが、重複書類等の簡素化が可能なことを周知
要件等の見直し	H27	予防接種法	施設入所児童等の保護者の行方は分かるが連絡が取れない等の事由により、保護者の同意の有無が確認できない場合に、施設長等の同意により予防接種の実施を可能に
	H27	旅館業法	移住希望者の空き家への短期居住について、旅館業法の適用を受けない要件を明確化
	H27	健康保険法	入院中の障害者に対する意志疎通支援者の付添いが可能である旨の明確化を検討・結論（28年中）
補助制度の見直し (手続・対象)	H27	林業関係事業補助金	工事の早期着手に係る手続を周知し、毎年度可能な限り早期に交付決定を実施
	H27	緊急消防援助隊設備整備費補助金	補助金交付決定後の入札による補助金額の減額は、都道府県知事による処理が可能である旨を通知
	H27	土地改良事業関係補助金	経費の額の変更について、大臣承認が不要な場合を追加する方向で検討・結論（28年中）
	H26	保育士修学資金貸付制度	貸付対象者の住所要件の廃止
	H26	認知症地域支援推進員等設置事業	地方公共団体が独自に養成する者も活用できるよう、27年度早期に要綱を見直し

- ・上記は、政府の地方分権改革推進本部の資料「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(案)概要」及び「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(案)【概要】」から一部抜粋。
- ・上記の事例は、提案団体が求めた内容と異なる対応であるものも含まれている。

職員各位

「国へのチャレンジ提案」を実施します!! ～ 地方分権改革に関する提案募集～

このたび、内閣府地方分権改革推進室から「地方分権改革に関する提案募集」の通知がありました。これは、地方分権改革に関する全国的な制度改正に係る提案を地方に募集するものです。本市では、これを「国にものを言える・仕事を変える職員と職場風土」を育てる機会ととらえ、チャレンジ提案特別編「国へのチャレンジ提案」として、全庁職員宛てに広く募集します。市民サービス向上や事務効率化等につながるものについて、積極的な提案をお願いします。



その法律や政省令、あなたのチャレンジで変えられます！

提案の対象

詳細は、別添「内閣府募集要項 抜粋」をご覧ください。

(1) **国・県から市への事務・権限の移譲**

(2) **市に対する規制緩和（義務付け・枠付け の見直し及び必置規制 の見直し）**

義務付け・枠付け...国が自治体の自治事務に対し、法令等でその実施や方法を縛るもの
必置規制...国が自治体に対し、法令等で特定の組織や職の設置を義務付けること

提案対象者

主幹級以下の**全職員**（所属長を除く）

提出方法

別添「提案用紙」に必要な事項を記入の上、所属長に提出

提案期限

平成27年4月23日（木）まで

留意事項

提案提出後、経営戦略室によるヒアリングのほか、内閣府への事前相談案件となった場合は内閣府担当者等によるヒアリング・質疑などが行われますが、基本的に提案課・提案者が中心となって対応していただく予定です。詳細は裏面「提案提出後の動き・スケジュール」をご覧ください。

提案提出後の動き・スケジュール

大まかに、下記5段階の流れとなります。

- 4月 事務局（経営戦略室）への提案提出
- 5月 内閣府への事前相談案件提出
- 6月 内閣府への本提案案件提出
- 7月～ 内閣府と関係府省との折衝
- 12月 閣議決定

豊田市		国			
提案者	提案所属（長）	事務局 （経営戦略室）	内閣府	関係府省	
4月	【～23日(木)】 所属長へ提出	【～30日(木)】 事務局へ提出	【～中旬】 提案内容ヒアリング 内閣府への事前相談案件 絞り込み・提出	【～29日(金)】 事前相談案件精査 内容質疑・ヒアリング	
5月	事務局ヒアリング対応		内閣府質疑・ヒアリング対応（頻度：多）		
6月	内閣府質疑・ヒアリング対応（頻度：多）	【～10日(水)】 本提案提出	【10日(水)～】 本提案内容精査 内容質疑・ヒアリング		
7月 11月	内閣府からの質疑・ヒアリング対応（頻度：少）		関係府省との折衝 提案内容の質疑、 ヒアリング 有識者会議開催ほか	内閣府との 折衝	
12月			【中旬】 提案への対応方針に ついて閣議決定		

提案例

- ・ **別添「昨年度の提案例」**を参照してください。
- ・ また、経営戦略室情報DBで「地方分権改革に関する提案募集」関連の資料をまとめたものを掲載いたしますので、必要に応じてご覧ください。

備考

- ・ 提案内容が実現される等、特に優れた提案については市長賞として表彰します。
- ・ 提案の対象となるかどうか等、不明な場合は経営戦略室までお問合せください。

表彰状

課

殿

貴殿は「平成27年度国へのチャレンジ提案」において制度改革等の実現に貢献されましたのでこれを賞します

今後も業務においてチャレンジ精神を発揮していただくことを期待します

平成二十八年一月 日

豊田市長

太田 稔彦

提案募集を行っていただくために

提案に当たっては、現状で支障が生じている内容と、提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等の内容を具体的に示してください。

「提案の提出後に法律を所管する府省から直接問合せや呼び出し」が行われたケースがあったとお聞きしましたが、内閣府が関与することなく、そういうことが行われないうよう、各府省に徹底します。

提案募集を行っていただくために

<近接性の原理>

国が地域の実情を十分に把握できていないのかかわらず

- ・国が地方公共団体に権限を移譲しない
- ・国が地方公共団体を縛っている(義務付け・枠付け)

現場（住民・企業活動）に近いところで判断すべき

<論点は現場にあり>

支障事例を現場から出してもらうことが必要。

市町村からの提案が少ないが、市町村は、保健・医療・福祉・まちづくりなどの実施主体であり、住民や事業者と日々直接、接しているはず。

住民、民間事業者やNPO団体などから、支障事例を聞いていただきたい。

例えば、住民、民間事業者やNPO団体が参加し、支障事例を意見交換し、議論するような場を設けることも選択肢。

<支障事例>

「これをやってはダメ」だとか、「これをやれ」などの規制が厳しい

施設・設備や職員配置などの義務付け・基準が厳しい、現状と合致していない
手続きが煩雑で時間が長くなる

必要な書類が多すぎる

提案募集を行っていただくために

<直接、住民サービスの向上につながる提案>

役所における行政手続きの簡素化や、補助金の使い勝手の向上もいいが、ダイレクトに住民サービスの向上につながるような提案をしていただきたい。

<近隣自治体との連携>

ぜひ普段仕事上の付き合いのある近隣の自治体とコミュニケーションを図っていただきたい。そこから解決すべき地域の課題・制度の課題が見えてくる。

<意識改革>

地方創生、人口減少対策や一億総活躍など、自治体の仕事は山積しているが、あらためて庁内で地方分権についての意識を高めていただきたい。

提案募集を行っていただくために

<企業活動と地方公共団体との関係>

地域開発・まちづくり

林地開発(太陽光発電施設)、都市再開発(オフィスビル、マンション)、
市街地整備(住宅団地) など

人的サービス

医療(病院、メディカルツーリズム)、福祉(サ高住、企業内保育園) など

<「規制緩和」や「特区」だけでなく

「地方分権」も民間企業の活動に関係>

「地方分権」は、「国から地方公共団体への権限移譲」や「地方公共団体が事務・事業を行うにあたっての規制緩和」だが、最終的には、必ず「住民サービスの向上」につながるもの

「住民サービスの向上」には、企業活動が関係しているものが多い

例：ハローワーク(求人・求職)、工場の緑地面積率(雇用の拡大)

提案募集を行っていただくために

工場立地基準の緩和により、環境保全と調和した工場敷地の有効利用を促進（宮崎県西都市）

従前

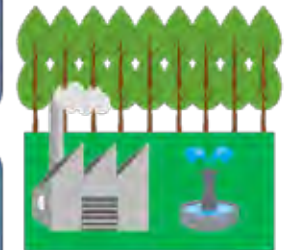
○従来、工場敷地における緑地面積率などの基準は、工場立地法に定められた国の準則により、全国一律で敷地面積に対して、緑地を含め25%以上の環境施設を確保する必要があった

※環境施設とは、噴水・池・広場などを指す。

地域の課題

豊かな自然が残る地方部も、都市部と同じ割合の環境施設を設置する義務

国の基準がネックとなり、工場周辺に森林や農地が残る地域であっても、工場の増設ができないことが課題に！



見直し

第2次一括法により、工場立地法が改正され、地域準則の策定権限が、県・指定都市から全ての市に移譲

取組後

○地域の実情に応じ、環境保全を図りながら工場立地を推進するため、区域に応じて国の基準を緩和する独自の基準を定める条例を制定

環境施設の面積割合（国の基準25%以上）

↓
工業地域10%以上～準工業地域15%以上など、区域に応じて国の基準を緩和

取組の成果

- 既存立地企業は環境保全と調和した敷地内での工場増設が可能に
- また、新たな企業立地も促進



周囲を自然林に囲まれ、環境保全と調和した立地が実現している工場

地域産業の振興

雇用機会の拡大

提案募集を行っていただくために

不要となった空き公共施設の地場産業による有効活用により、地域の雇用・産業を活性化（秋田県大館市）

従前

○従来、国の補助を受けて作られた施設等を他の用途に転用する場合、各府省の承認を要し、用途・譲渡先が限られ、国庫納付が求められる等の制約があった

地域の課題

少子高齢化の進行や市町村合併により不要になった公共施設が発生し、今後も増加

国の制約がネックとなり、地域で発生した空き施設や敷地が有効活用できないことが課題に！



閉所後、放置されていた旧保育所

見直し

平成20年に、おおむね10年を経過した補助対象財産は、報告などにより国の承認とみなし、用途・譲渡先を問わず、国庫納付を求めない等の各府省共通の取扱いが定められた

取組後

○補助対象財産に関する新たな取扱いの下、施設の有効活用を行う事業者に対し、減額譲渡・貸付、助成金交付、固定資産税免除等、独自の奨励措置を行う条例を制定

取組の成果

- 地場の食品加工企業（地鶏加工業者）が増改築の上、新社屋として活用
- 企業は、土地・建物が安く取得でき、集約化により生産効率が向上したと評価

販路の拡大

地域の雇用・所得の増大



地場の企業が比内地鶏の加工拠点として有効活用

平成 28 年 地方分権改革に関する提案募集要項

内閣府地方分権改革推進室

1 趣旨

内閣府地方分権改革推進室では、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定)に基づき、地方分権改革に関する全国的な制度改正に係る提案を募集します。

2 提案の主体

提案主体は、以下のとおりとします。

- (1) 都道府県及び市町村(特別区を含む。)
 - (2) 一部事務組合及び広域連合
 - (3) 全国的連合組織(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 263 条の 3 第 1 項に規定する全国的連合組織と同項に規定する届出をしたものをいう。以下同じ。)
 - (4) 地方公共団体を構成員とする組織(上記(3)を除く。)
- また、以下の点について御留意ください。
- ・ 提案に当たって広く各層の声を反映する観点から、提案主体は、提案主体の内部部局又は提案主体を構成する地方公共団体から幅広く意見を集約するとともに、経済団体、各種関係団体、NPO、職員グループなどからの意見を提案に反映するように努めてください。
 - ・ 本件の重要性に鑑み、首長の了解を得た上で、提案してください。
 - ・ 一定の広がりを持ち、説得力のある提案となるよう、複数の地方公共団体が共通課題を有する場合には、共同での提案や提案内容の他団体による補充を推奨します。

3 募集期間

平成 28 年 3 月 17 日(木)から 6 月 6 日(月)まで

4 提案募集に係る事前相談

提案内容を充実し、現場に密着した課題解決に向け、着実に成果を得る観点から、内閣府との事前相談を必ず行ってください。

- (1) 事前相談受付期間 平成 28 年 3 月 17 日(木)～ 5 月 23 日(月)
- (2) 様式 「提案募集に係る事前相談様式」(別添 1)
- (3) 相談方法
電子メールによる相談

「提案募集に係る事前相談様式」に記載の上、電子メールにて送付してください。メールのタイトルは、以下のように入力してください。

・タイトル：(提案募集に係る事前相談) 都道府県名、団体名

個別相談

当室の職員が、提案者からの具体的な提案、質問等をお聞きする個別の相談も実施します。当室のメールアドレス宛て、相談希望日を記載の上、申し込んでください。メールには「個別相談希望、都道府県名、団体名」というタイトルを付け、別添 1 の様式を使用して、団体名、代表者の氏名・所属・電話番号及びメールアドレス、相談内容の概要を記入してください。

また、その際には、現行制度の具体的な支障事例、制度改革による効果等制度改革の必要性をできる限り具体的に示すと、より具体的なアドバイスが可能です。

5 募集する提案の対象

提案の対象は、

地方公共団体への事務・権限の移譲（以下「権限移譲」という。）

地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直しをいう。以下同じ。）

とし、具体的な取扱いは、以下のとおりとします。

（１）全国的な制度改革に係る提案について対象とします。その際、全国一律の権限移譲が難しいなどの場合には、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲（手挙げ方式）とする提案等についても対象とします（なお、手挙げ方式を求める提案は、地方に対する規制緩和については対象となりません。）また、提案主体のみを対象とした提案については、対象となりません。

（２）地方分権改革推進委員会勧告（以下「委員会勧告」という。）では対象としていない以下のような事項に係る提案についても対象とします。

ア 権限移譲の場合

委員会勧告では、主として出先機関の事務・権限を対象としていましたが、それに限らず本府省の事務・権限も対象とします。

イ 地方に対する規制緩和の場合

委員会勧告では、自治事務に関する法律による義務付け・枠付けの見直しを対象としていましたが、それに限らず 法定受託事務に関するもの、 政省令等によるもの、補助金等の要綱等によるものも対象とします。

なお、補助金等の要綱等に関する「規制緩和」とは、具体的には、各種補助条件の見直しや手続書類の簡素化を念頭に置いており、補助率の引上げ、補助金の廃止による一般財源化などは、「規制緩和」に当たらず、提案募集方式の対象となりません。

(3) 現行制度の見直しとどまらず、制度の改廃を含めた抜本的な見直しに係る提案についても対象とします。

すなわち、提案募集方式の提案の対象である権限移譲及び地方に対する規制緩和について、個別条項に関する見直しのみならず、当該事務又は制度そのものの廃止なども含めるものです。

(4) 権限移譲又は地方に対する規制緩和に関連する提案についても対象とします。

すなわち、権限移譲等のための制度改正を行うに当たり、併せて行うことが適切な規制改革や運用改善（例、許認可権限の移譲に当たり、許認可に関する要件の見直しを行う提案）なども含めるものです。なお、提案書（別添 2）の記入に当たっては、所定の欄に関連提案である旨を明記してください。

(5) 以下のような提案は、権限移譲又は地方に対する規制緩和に当たらないと考えられ、対象となりません。

- ・ 国・地方の税財源配分や税制改正
- ・ 子算事業の新設提案
- ・ 国が直接執行する事業の運用改善
- ・ 個別の公共用物に係る管理主体の変更
- ・ 現行制度でも対応可能であることが明らかな事項

6 提案書記入に当たった際の留意事項

提案書の記入に当たった際の留意事項は次のとおりです。

(1) 改革すべき制度の根拠条文を示し、制度改正の内容を具体的に記入して提案してください。

(2) 現行制度の具体的な支障事例、制度改正による効果等制度改正の必要性をできる限り具体的に記入してください。例えば、

- ・ 現在の規制によってどのような事業ができないのか、逆に、権限移譲又は地方に対する規制緩和により、どのような事業が可能となるのか、具体的な支障事例、効果に基づいて記入してください。

(3) 権限移譲又は地方に対する規制緩和を行った場合に懸念される事項があるときは、その懸念される事項を解消するための工夫・対応策についてもできる限り記入してください。

(4) 「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 12 月 22 日閣議決定）等これまでの閣議決定において改革の具体的な取組方針が定められている事項等については、その取組の方向性を十分踏まえて提案するとともに、事情変更等によりこれまでの取組の方向性と異なる提案を提出する場合にはその理由を明記してください。

なお、これまでの地方分権改革に関する閣議決定については、当室のホームページ（<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/archive/category02/archive-k.html>）を参照してください。

(5) これまでの地方分権改革の取組において実現できなかった事項であっても、これまでの議論において想定されていた弊害に対する対応策や代替措置を提示するなどの工夫を講じたうえで提案するとともに、これまでとは異なる視点からのアプローチにより、提案の実現可能性が高まる場合もありますので、幅広く様々な視点から検討してください。

なお、累次の委員会勧告及びこれらを踏まえたこれまでの地方分権改革の取組、各府省の回答等については、当室のホームページ

(<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/index.html>) を参照してください。

(6) 提案が現在国において進めている地方創生等の各種施策と関連する場合には、その旨を記入してください。

7 提出先・問合せ先等

提案書の提出については、下記により提出してください。

参考資料がある場合には、提案のどの部分に対応するかわかるようにし、電子データ化した上で、提案書とあわせて提出してください(電子データ化が困難な場合は御相談下さい。)

(1) LGWANが活用可能な団体(都道府県及び市区町村)にあつては、総務省地域力創造グループが運営する地域の元氣創造プラットフォーム内の「一斉調査システム」(下記URL参照)により提出してください。

(https://www.gservice.cloud.jp/micis/eAccess/FD_Ninsho/common/login.jsp)

(2) LGWANを活用することができない団体にあつては、電子メールにて、提案書を送付してください。

電子メールのタイトル(件名)は、「提案書送付 提案主体名」としてください。

(例：提案書送付 県 市)

「提案主体名」について、複数の主体による共同提案の場合は、連絡先として提案様式に記載されている団体の名称を記入してください。

提案書の電子データのファイル名は、「提案主体名 提案名」としてください。

(例： 県 市 の権限の市までの移譲、又は、 の規制緩和)

「提案主体名」は、と同様に記入してください。また、「提案名」は、提案様式の「提案事項(事項名)」を記入してください。「提案名」について、複数の提案がある場合は、提案様式の一番上に記載されている提案の名称を記入してください。

<問合せ先>

内閣府 地方分権改革推進室 提案募集総括担当

住 所 〒100-8970

東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1 霞が関合同庁舎 4 号館 8 階

電 話 03-3581-2437

8 提案書提出に当たった際の留意事項

- (1) 募集期間の期限に遅れて提出のあった提案書は受け付けませんので、注意してください。
- (2) 現行制度の具体的な支障事例、制度改正による効果等制度改正の必要性の記入がないなど提案書に不備がある場合は、受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。募集期間の期限間際での提出は、提案書に不備があった場合の修正が時間的にも困難となりますので、できる限り早めに提出してください。
- (3) 提案内容の詳細等を確認することがありますので、提案書には連絡先等を必ず記載してください。

9 提案の取扱い

- (1) 受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて政府の関係行政機関（以下「関係府省」という。）と調整を行います。その過程において、提案に対する関係府省の回答、当該回答に対する提案主体からの見解の提出等を重ねます。その際、全国的連合組織からも意見を聴取します。
同様の提案が複数の提案主体から提出された場合には、原則として内閣府で取りまとめ、一括して関係府省への照会を行います。
また、特に重要と考えられる提案については、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）の下で開催する地方分権改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）又は有識者会議専門部会において、集中的に調査審議を行い、実現に向けた検討を進めます。
- (2) ただし、以下のような単年度で結論を得ることが難しい提案に該当するものとして有識者会議又は有識者会議専門部会で審議し公表した提案については、提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とします。
最近の間議決定で見直しの方向性が決定されており、その効果を検証するのに十分な期間が経過していない事項に関する提案であって、その後の新たな情勢変化等の記述がないもの
現行制度の支障事例、制度改正による効果等制度改正の必要性が具体的に示されていないもの
- (3) また、補助金等の要綱等に関する「規制緩和」の提案は、関係府省に照会し予算編成過程での検討を求めた上で、予算編成後に最終回答を取りまとめます。ただし、要綱等による義務付け・枠付けや配置規制について、特に地方分権の観点からの議論が必要と考えられるものは、通常の提案と同様に取扱います。
- (4) 以上を踏まえ、提案に関する対応方針について、年末までに、有識者会議の調査審議を経て、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行います。また、法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を国会に提出します。
- (5) 提案の内容、提案に対する関係府省の回答及び当該回答に対する提案主体の見解等並

びに最終的な調整結果については、内閣府のホームページに掲載します。また、内閣府は、実現しなかった提案について、次年以降の提案及び検討の参考とするため、当該提案に関する提案主体及び関係府省の意見等を公表します。

提案募集に関するよくある御質問

内閣府地方分権改革推進室

平成 27 年 4 月 13 日

平成 28 年 3 月 17 日改定

(1) 事前相談について

Q1. 事前相談は必ず行う必要があるのか。

A1. 提案内容をより充実したものとし、実現可能性を高めるために不可欠と考えられますので、「平成 28 年 地方分権改革に関する提案募集要項」(以下「募集要項」という。)にあるとおり、必ず行ってください。また、提案については、1 件ずつ個別に議論を行いますので、全ての提案がそろわない段階でも結構ですので、ぜひ早めに事前相談をお願いします。

Q2. 事前相談は分権担当課で取りまとめてから提出しなければならないのか。

A2. 事前相談の際には必ずしも庁内各課の相談事項を分権担当課が取りまとめて地方分権改革推進室に提出する必要はなく、担当者レベルのアドバイスでも随時提出いただいで構いません。提案への内容が固まっていなくても支障等を示していただいて、よろず相談的に内閣府が受け付けますので、内閣府とのやりとりの過程で提案を固めてください。

一方で、提案は単なる国への要望ではないので、提案した場合には、年末の閣議決定まで、内閣府とのやり取りが続くこととなります。

提案の際には、募集要項にあるとおり、首長の了解を得ていただくこととしており、その前提として団体内で十分な情報共有を図っていただくようお願いいたします。

Q3. 国への事前相談は敷居が高く、気軽に相談ができないのだが。

A3. 事前相談担当者は基本的に、自治体出身の調査員(研修生)の方々です。これまで提案いただいた団体の多くから、「提案の趣旨や内容を理解してもらおうことができたら」「提案の説得力・成熟度を増すことができた」との声もいただいておりますので、安心して御相談ください。

Q4. 事前相談の内容はHPで公表されるのか。

A4. 事前相談の内容は公表しません。

Q5. 事前相談への返答はどのような形でなされるのか。

A5. 相談の内容に応じて、メールや電話での返答を行う予定です。

Q6. 事前相談時も各府省に情報提供はされるのか。

A6. 行う予定はありません。ただし、一般論として、団体名を伏せた上で、法令解釈や制度の経

緯等について各府省に確認を行う場合はあります。

また、提案後も、内閣府が関与することなく、各府省から提案団体への直接の問合せがないよう、各府省に徹底します。

一方で、調整の進捗に応じて、提案団体と各府省との間で直接のやり取りをお願いする場合がありますが、そのときは内閣府が関与します。

Q7. 事前相談のアイデアをどのように集めればよいか。

A7. 各事業担当課のほか、企業等からの提案窓口、「市長への手紙」など、外から意見が寄せられている部局に提案を働きかけてください。

また、ぜひ普段仕事上の付き合いのある近隣の自治体とコミュニケーションを図ってください。そこから解決すべき地域の課題・制度の課題が見えてくると思います。

(2) 提案の主体について

Q8. 「地方公共団体を構成員とする組織」とはどういったものを想定しているのか。また、その場合、どこから周知するのか。

A8. 県市長会や県町村会と言った県内の組織をはじめとして、「地方市長会」のような県域を超える組織や、「問題協議会」のような任意の組織も含まれます。周知については、幹事団体等から行ってください。

Q9. 議会や、都道府県単位の議長会は提案の主体となるのか。

A9. 提案の主体は、いわゆる地方六団体のほか、地方公共団体及び地方公共団体を構成員とする組織であるため、調整の上、これらの意見として提案してください。

Q10. 「提案に当たって広く各層の声を反映する観点から、提案主体は、提案主体の内部部局(中略)から幅広く意見を集約する(中略)ように努めてください。」とあるが、具体的にどのようなことを想定しているのか。

A10. 提案に際しては、当該提案主体として判断を行い責任をもって提案を提出していただきたいと考えられます。そのため、地方分権改革担当部局、提案に関する制度を直接所管する部局及びその他関係部局において、提案の内容、趣旨、支障事例等に関する認識を十分に共有していただいた上で、首長の了解を得て、提案してください。

Q11. 共同提案団体にはどのような事務が発生するのか。

A11. 団体名や支障事例を公表するとともに、提案団体同様、支障事例の内容の問合せ等をさせていただきます。

(3) 提案の対象について

Q12. 募集要項上、権限移譲に関する提案の対象として、「委員会勧告では、主として出先機関の事務・権限を対象としていますが、それに限らず本府省の事務・権限も対象とします。」とあり、都道府県から市町村への権限移譲についての言及がないが、これらについても提案の対象となるとの理解でよいか。

- A12. お見込みのとおりです。
- Q13. 過去に提案したものを再度提案しても良いか。
- A13. 募集要項9(2) に示したとおり、最近の閣議決定で見直しの方向性が決定されており、その効果を検証するのに十分な期間が経過していない事項に関する提案であって、その後の新たな情勢変化等の記述がないものについては、関係府省との調整の対象となりません。逆に、前回の検討時点からの情勢変化、より具体的な支障事例等について明確に示していただければ提案いただいても構いません。
- ただし、閣議決定に至らなかった提案については、地方公共団体間の意見の相違が最終的に解消されなかったものや、具体的な支障事例や制度改正による効果等制度改正の必要性の説明が必ずしも十分でなかったものなど、それぞれ事情が異なっているため、まずは事前相談を通じて、前回の経緯をよく確認いただく必要があるため、早めの事前相談をお願いいたします。
- Q14. 過去の提案募集において、提案の対象外とされたものがあつたが、提案の対象外となるものは何か。
- A14. 提案募集方式においては、権限移譲及び地方に対する規制緩和に関するものが提案の対象となります。したがって、例えば、過去の提案募集において対象外とされた、国が直接執行する事業の運用改善(例：国から農家への直接の補助金の補助要件の緩和)民間事業者等に対する規制に関する提案(例：再生可能エネルギー発電設備導入に係る環境アセスメントの期間短縮)など、地方公共団体の事務又は事務処理方法の義務付け・枠付けに関する提案でないものは、権限の移譲や地方に対する規制緩和ではないため、引き続き提案募集の対象となりません。
- Q15. 地方財政措置に関するものは対象になるか。
- A15. 地方交付税措置の対象拡大や措置率の引上げ、地方債の充当対象の拡大や充当率の引上げなどの地方財政措置に関するものは、対象としません。ただし、手続に関する規制緩和等は対象となります。
- Q16. 道路公社等地方3公社など、地方公共団体ではないがそれに密接に関わる主体に対する義務付け・枠付けの見直しは対象になるか。
- A16. 前提として当該公社等は、地方公共団体ではないため当然には提案対象になるものではありません。
- ただし、提案の具体的内容が実質的に、地方公共団体が行っている事務の義務付け・枠付けにも関係するか否か、個性を活かし自立した地方をつくるのに資するか否か等()によっては、提案の対象となる可能性もあるため、いずれにしても早めの事前相談をお願いいたします。
- 例：地方公共団体が設置・運営する学校を公立大学法人に移管できるようにする提案
地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人の対象に学校法人を追加する提案

(4) 単年度で結論を出すことが難しいと考えられる提案について

Q17. 単年度で結論を得ることが難しいと考えられる提案に分類された場合、調整の対象にはならないでしょうか。

A17. お見込みのとおりです。ただし例外として、有識者会議において、議論が必要であり、かつ提案団体からの補正が有効なもの認められれば、年度途中でも対象となることはあり得ます。

Q18. 募集要項9(2)の「単年度で結論を得ることが難しい提案に該当するものとして有識者会議又は有識者会議専門部会で審議し公表した提案」というのは、既に公表されているのか。いつ公表されるのか。

A18. 募集期間終了後、いただいた提案について有識者会議等で審議し公表することとなりますので、現時点では公表されていません。この項目に該当するかどうか懸念がある場合には、事前相談において前広に御相談ください。

(5) 補助金等の要綱等の規制緩和の提案について

Q19. 補助金等の要綱等の規制緩和の提案はどのようなものが対象か。

A19. これまでの地方分権における国庫補助負担金を巡る議論¹においては、地方公共団体の自主性・自立性を高める見地から、国と地方の役割分担や責任の所在を明確化する等の考え方に基づく見直しが行われてきました。具体的には、国庫補助負担金の整理合理化や地方税・地方交付税等の地方一般財源の充実確保の取組と合わせて、存続する国庫補助負担金についても、国庫補助負担金の統合・メニュー化、補助条件の適正化・緩和、事務手続きの簡素化等といった、運用・関与の改革等が行われてきました。募集要項5(2)イの補助金等の要綱等の規制緩和に関する提案とは、こうしたこれまでの地方分権の流れを踏まえて、各種補助案件の見直しや手続書類の簡素化を念頭に置いたものです。したがって、単なる採択基準の引き下げのような提案は、そもそも提案募集方式の対象とはなりません。

Q20. 補助金等の要綱等の規制緩和の提案は予算編成後に関係府省からの回答を取りまとめるのはなぜか。

A20. 過去の提案では、各種補助条件の見直しや手続書類の簡素化に留まらず、政府における予算上の検討も合わせて必要となるものが多数提案されました。こうした提案は、予算編成の議論を経てからでないかと関係府省からの責任ある回答が困難です。このため、募集要項9(3)ただし書に示したように、地方分権の観点からの議論が必要と考えられるものを除き、関係府省に照会し予算編成過程での検討を求め、予算編成後に回答を取りまとめることとしたものです。

¹ 国庫補助金に係る議論や方針の代表的なものとして、地方分権推進委員会第2次勧告(平成9年7月8日)「第4章 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保」及びこれを踏まえた地方分権推進計画(平成10年5月29日)「第4 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保」並びに地方分権改革推進委員会第4次勧告(平成21年11月9日)「中長期の課題」2「国庫補助負担金の整理」など。

地方分権改革推進室の問合せ先

提案募集について御不明な点等ございましたら、
下記連絡先までお問い合わせください。

【問合せ先】

内閣府地方分権改革推進室

提案募集総括担当

電話：03-3581-2437

地方分権改革推進室のHP

提案募集要項など、詳細については、以下のホームページを御参照ください (<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/index.html>)

地方分権改革

地方分権改革とは、住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体が担い、その自主性を発揮するとともに、地域住民が地方行政に参加し、協働していくことを目指す改革です。

サイトマップはこちら ▶

地方分権改革の紹介

- 地方分権改革による成果事例集
- シンポジウム等
- 研修・講師派遣

地方分権改革の取組 一詳しくお知りになりたい方はこちら▶

- 地方分権改革の総括と展望
- 第4次一括法などの
- 義務付け・枠付けの見直し
- 事務・権限の移譲等
- 分権クローズアップコーナー
- 地方分権改革の旗手

提案募集

地方分権改革

提案募集

地方分権改革については、これまで、地方分権改革推進委員会報告等に基づき、地方公共団体への事務・権限の移譲、地方に対する義務付け・枠付けの見直し等を、着実に進めてきました。

(参照)「個性を活かした自立した地方をつくる―地方分権改革の経路と展望―」(平成26年6月24日地方分権改革推進委員会)

平成26年6月に成立した第4次一括法(地方の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)により、地方分権改革推進委員会の報告等に基づき一掃し執行を行ったこととなりますが、引き続き、個性を活かし自立した地方をつくるためには、社会経済情勢の変化に対応して、地方の声を踏まえつつ、地方分権改革を推進していく必要があります。

このため、新たな取組を迎える地方分権改革においては、地方の発意に基づいた取組を推進することとし、委員会報告に替わる新たな手法として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、その後の提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」を導入しています。

提案募集の状況

- 平成28年(募集中)
- 平成27年
- 平成26年

平成28年の地方分権改革に関する提案募集及び事前相談について

<http://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2016/teianbosyu.html>

地方分権改革推進室のSNS

 Facebook

<https://www.facebook.com/cao.bunken>

 Twitter

https://twitter.com/cao_bunken

皆様からの積極的な提案を

お待ちしております。

(まずは気軽にご相談下さい)

